

---

令和7年第4回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

令和7年12月11日（木曜日）

---

議事日程（2）

令和7年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

【出席議員】（12名）

|          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 長島 毅  | 2番 原崎 功典  | 3番 守田 政孝  | 4番 田中 太   |
| 5番 香田 一之 | 6番 中西 智昭  | 7番 本田 浩   | 8番 松岡 泉   |
| 9番 内海 猛年 | 10番 妹川 征男 | 11番 川上 誠一 | 12番 辻本 一夫 |

---

【欠席議員】（なし）

---

【欠員】（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 局長 福田 雅代 | 書記 岡本 賢治 | 書記 山城 朋美 |
|----------|----------|----------|

---

説明のために出席した者の職氏名

|                |      |             |       |          |      |
|----------------|------|-------------|-------|----------|------|
| 町 長            | 貝掛俊之 | 副町長         | 中西新吾  | 教育長      | 三桝賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 藤崎隆好 | 会計管理者       | 藤永詩乃美 | 総務課長     | 佐竹 功 |
| 企画政策課長         | 本郷宣昭 | 芦屋港活性化推進室長  | 志村亮二  | 財政課長     | 池上亮吉 |
| 都市整備課長         | 小田武文 | 税務課長        | 水摩秀徳  | 環境住宅課長   | 新開晴浩 |
| 住民課長           | 溝上竜平 | 福祉課長        | 智田寛俊  | 健康・こども課長 | 塩田健司 |
| 産業観光課長         | 浮田光二 | 芦屋釜・歴史文化課長  | 新郷英弘  | 学校教育課長   | 木本拓也 |
| 生涯学習課長         | 本石美香 | ボートレース事業局次長 | 井上康治  | 企画課長     | 中野功明 |
| 事業課長           | 横田和雄 |             |       |          |      |

---

【 傍 聴 者 数 】      1 4 名

---

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

全員起立、礼、着席願います。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 8 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。  
今回 2 件ほどお伺いしますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、通告書のとおりですね、1 件目は大雨の防災対策についてであります。

今年の 8 月 9 日から 12 日にかけて、町は大雨に見舞われて、豪雨で被害が発生してる状況にあります。特に山鹿地区の方でも、はまゆう団地の土砂崩れ、それ以外にも正津ヶ浜で床上浸水があったり、それと栗屋区の方では調整池が氾濫して、事業所にも影響して被害を被っている状況です。

そういった中で、近年のこの異常気象っていうのがございまして、町民の皆さんにとっては、安心できる状態にはまだないと考えます。

それで今回の大雨による被害状況について、まずお伺いいたします。

8 月 9 日から 12 日までの芦屋町の降雨状況、それから警戒等の気象庁からの情報がどのようなものがあつたのか、まずお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

まず、8 月 9 日土曜日から 8 月 12 日火曜日までの降水量についてお答えいたします。航空自衛隊芦屋基地から提供いただきました、気象観測データを用いてお答えしますと、9 日から 12 日の期間の降水量は 524 ミリメートルでした。

内訳は、9 日が 116.5 ミリメートル、10 日が 289 ミリメートル、11 日が 110.5 ミリメートル、12 日が 8 ミリメートルです。なお、10 日の 1 日当たりの降水量 289 ミリメートルは、芦屋基地での観測史上最大の降水量とのことです。あくまでも芦屋基地でのデータになります。

次に、8月9日土曜日から8月12日火曜日までの大雨に関する警戒情報について、福岡管区気象台による発表状況をお答えします。9日21時16分に大雨注意報、9日22時34分に大雨警報が発表されました。その後、9日22時50分に土砂災害警戒情報が発表され、12日20時10分に解除されました。12日の20時30分に大雨警報は大雨注意報になり、13日4時30分に解除されました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今答弁がありましたように、福岡県のホームページを見ても分かりますとおり、近年にない雨が降ったという状況にあります。もう1点確認いたしますけど、町としては、線状降水帯の発生、予報、予測情報というのも掌握しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

把握をしておるんですけども、すみません、まとめた資料を今持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、雨が非常に降るということで、気象庁の方は線状降水帯の発生予測情報というのを提供しているということで、これも町としての災害対応については、重要な情報の1つではないかと勘案いたします。

それでは、今回の芦屋町における、豪雨における被害状況はどうだったのか、9月17日に報告を受けておりますけれども、改めて説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

発生した被害は、床上浸水が3件、床下浸水が6件、雨漏りが1件、土地の崖崩れが1件などです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

今報告がございましたけれども、今までの芦屋町の被害状況から勘案すると、徐々に被害が大きくなっているかなと思います。土砂災害についても、そういったこともあまり聞いたことはないんですけども、床上浸水までくるという観点からしますと、今までにないような雨が降ったと。福岡県のホームページを見ますと、近隣の福岡県内のあらゆる地点で今までの測量の値を見ますと、第1位であるという状況にありますので、もう近年にない雨が降ったというような状況になるかなと思って、危惧されるところであります。

それでは、次に大雨による今回の山鹿地区、それから栗屋区の災害対応について詳細をお伺いいたします。

初めに、今回近隣の市町が、今回のこの大雨に対する警戒体制を徐々に警戒レベルをアップしてきてるわけですけど、まず芦屋町の体制はどうであったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

予防体制として警戒にあたっていました。具体的には、道路冠水などの情報を入手するたびに、関係各課の職員に電話連絡するなど、適時適切な対応に努めていました。

また避難所の開設については、自主避難所開設の際に、状況に合わせて開設予定時間を切り上げたり、避難指示発令に伴い、自主避難所を避難所に格上げするなど、適時適切な対応に努めていました。

加えて、遠賀郡消防本部にリエゾンの派遣を10日15時30分に依頼し、16時に派遣され、相次ぐ住民からの通報にも遠賀郡消防本部と連携し、適切に対応しました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

今の答弁からしますと、今回の大雨、ホームページで先ほど言いましたように芦屋町にとって大きな雨が降ったという事態でありますけど、過去の事例から見ますと今回の配備体制については、今予防体制ということですので、比較的、警戒レベルからすると芦屋町にとっては一番低いランクづけの配備基準で対応したかなと思うわけですけど。

近隣の市町村の状況を見ますと、全て警戒体制があげられて、警戒対策本部が設けられる、または災害対策本部が設けられてるわけですけども、そういったことで、町は今回体制が予防体制

のままであったということでもありますけど。

警戒対策本部の開設基準は、どこにどのような形で定めておられるのか、今回予防体制でとどまったということですけども、それは問題なかったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

災害警戒本部の基準については、地域防災計画に示されております。災害警戒本部は、総務課長が基準に基づき、必要があると認めるときは災害警戒本部を庁舎内総務課に設置し、担当職員を配備する、の規定に基づき、設置するものとされています。配備要員は必要に応じ、増員または減員するものとされています。

芦屋町地域防災計画における、災害警戒本部の設置基準は、芦屋町に大雨、洪水、暴風、波浪、高潮の警報が発表されたとき、その他の状況により、総務課長が必要と認めたときとなっています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

地域防災計画の中に、しっかりこれは基準が定められておりまして、予防体制でとどまっているというのは私はよく理解できないんですが。今の答弁からしますと、初めに総務課長が必要と認めるときということで、この警戒レベルが徐々にアップされるかなってというような印象を受けますけど、基本的にこの地域防災計画の応急活動体制の町が定める基準というのは、特に大雨の警戒、要するに町長が発表します大雨警報が発令されたときには、警戒本部を設置すると、基準に定めておられると思うんですね。

それが今回予防体制でとどまっているっていうのは、私はちょっと理解できないんですね。だからその観点からすると、周辺の市町については警戒本部までの情報、ただ言えるのは、各町でこういった基準を設けておりますので、芦屋町との違いはあるかもしれませんが、町の基準はあくまでも大雨警報が出された時点では、警戒本部を設置するということじゃないかと思うんですが、この点いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

今回は予防体制での対応となり、結果として近隣市町との体制の違いなどについて、町民の皆

様や議会の皆様に御心配をおかけしました。この点は、真摯に受け止め、今後の防災体制強化に生かしてまいります。

開設しなかったことについての明確な理由はありませんが、厳格な運用と柔軟な対応の間での判断だったと思っております。

当時の状況は、大雨警報の発令前から予防体制を開始し、警報発令に合わせ2名の応援班職員に登庁を指示し、対応に備えました。入手した情報を速やかに各所管に提供していたこと、また各所管が必要に応じて自主的に出勤し、対応していたこともあり、災害警戒本部への移行や本部会議の開催などによって、業務が停滞するよりも既に軌道に乗って活動している、各課での対応を継続させるべきと判断し、災害警戒本部への移行は行いませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

適切な対応をとられたような答弁ですけど、私自身は非常に違和感を感じますね。

この地域防災計画で、この体制基準について、配備基準について、明確に示されております。それを守らないっていうことは、予防体制のまま今回の体制を維持したと、指示等は流したけどもそれで適切であったと判断されてるような答弁の内容に聞こえます。

私は非常にこれは問題があると思うわけですね。地域防災計画の中にしっかりと大雨警報が出された場合には、警戒本部をあげますよと。

それではここでお伺いしますが、予防体制と警戒体制のこの配備の基準の違いはどこにあるのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

松岡議員が先ほど申されたされたとおり、警報の発令か発令じゃないかというところが基準の違いかなとは思いますが、そこが基準の違いだと理解しております。重ねてになりますが、今回の点は真摯に受け止めて、今後の災害防災体制の強化に生かしてまいりたいと思います。厳格な運用に努めたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

これは非常に反省してもらいたいんですよね、私は。総務課長が今答弁されてますけど、今回前町長がちょうど退任される表明をされた後でありますので、ちょっと過渡期にあったとは考えられるんですけど、こと住民の命に関わることも考えられる、勘案される中で、こういった防災対策の対応が遅れるというのは非常にですね、まずいと。

町としても、これはちょっとどうかということで、今後の話もあるんですけども、今後は注意していきます、それで済むようなことも、当然のことで今後注意していく必要があるんですけど、大きく反省していただいて、今後体制のアップについては、もう少し危機感を持って早めの体制アップに心がけていただきたいと思いますと思うんです。

それと基準のことなんですけど、予防体制と警戒態勢、それからそれはまたあげていくわけですけども、大きな違いは警戒本部を立ち上げて、そこで検討するのが大変だったということで予防体制のまま進んだということですけども。

ここはそうじゃなくって、警戒体制になると、配備基準がアップされてくるので呼集の対応の人員も違うわけですよね。当然、そこに集まれる要員の呼集状況も違うし、また対応のやり方も変わってくるわけですよ。そのためにこういった警戒レベルってのをしっかり持って配備しておりますので、これをやっぱり遵守しなきゃならないと、ということで猛反省をしていただきたいと私は思います。

それでは、この体制についてはこれで終わりにして、各被害の対応状況についてる伺っていききたいと思います、初めに栗屋区の調整池の氾濫についてですけども、これの細部状況についてお願いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

お答えします。

栗屋雨水排水ポンプ場の機能停止に伴いまして、大規模な冠水が起こったことについて説明いたします。

8月10日日曜日の正午から、線状降水帯に伴います時間雨量60ミリメートルの豪雨となりまして、前日からの雨の排水処理で2台のポンプをフル稼働しておりましたが、この排水ポンプが降り続く記録的な豪雨による、排水能力を超える流入雨量に耐え切れず水位が上昇しまして、このことが電気制御盤や高圧盤といったものを水没させまして、このことにより機能を停止いたしました。これによりまして、さらなる水位上昇を招きまして、冠水被害が拡大したところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

予想される想定を逸脱した形で、配電盤まで浸かってポンプが作動しなくなった中で、今回の雨量は、どんどん蓄積されて浸水していったんじゃないかという内容ではないかと思います。

それで1つ確認なんですけど、調整池でポンプが稼働していれば、当然のことながら少しは浸水を防げたかなと考えられるんですけど。今回、結局それが止まって排出が十分にできなかったこともあるんでしょうけど、当然そういった1つの対策を取ってるわけですけど、それが十分に稼働しなくて、こういった浸水被害が大きくなるわけですけど。

そういった場合の代替手段というのがあったのかどうかということなんですけど、後から私ここに駆けつけたときには、国交省からのそういったポンプを借りて、排水しているっていうことをお聞きしたんですけども。そういった予備手段を考えておられたのかどうか、ここでお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

ポンプの機能が停止した場合の予備手段というものは、正直この時点では持ち合わせておりませんでした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

本来であれば、機能していれば少しは免れたかなと思うんですけど、そういうことで防災対策っていうのは当然ながら1つだけでは、皆さんのそういった被害を防ぐことができないと思うんですね。だから今後、いろんな施策を講じていただけるかと思うんですけど、やっていかなければならないと思いますが、防災についてはバックアップ手段、当然そういった予備手段を勘案しながらですね、整備を今後は図っていただければいいかなと思うんです。

そういった中で使える協定等もあるんですけど、そういった協定を結んだから、それがすぐ効果を発揮するということも問題があるでしょうし、そういった実際その協定がうまく機能するような形の協定を結ぶようなことも、勘案しなければならないと思います。

それではここで調整池についての再発防止策をどのようにお考えなってるのかお伺いいたします。

す。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

再発防止策としましては、排水ポンプ場の機能の復旧を図るにあたりまして、電気制御盤や高圧盤を含めましたポンプ室のかさ上げを実施いたします。これによりまして、水没しづらくなることで強制排水をし続けられるというものでございます。

また少し強い雨が降りますと、周辺農地から土砂が、道路側溝を通じてこの池の方に流れ込んでまいりますので、それがポンプ周辺に堆積いたします。産業観光課を通じまして、原因者の方に、土砂の流出を防ぐような措置を引き続き指導・助言してもらうようお願いするところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ポンプでそういった稼働できればいいんですけど、配電盤なんかにも水が入らないってことで、今回そういったもので、ポンプが止まってしまったということで、それを防ぐ対策なんでしょうけど、先ほど申しましたように代替案としたらどうなんでしょう。ポンプが止まるっていうことも十分考えられるわけですよ。長年使ってきて駄目だったというようなことがあったときの対応というのは全く考えないのかと、そこは問題ではないかなと私は思うわけですけど。ポンプが止まったことについての代替案は考えないのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

ポンプが止まった場合の代替、今回考えないといけないと思いましたが、もしポンプが停止した場合には今回のように、排水ポンプ車を手配するようなこともあります。手配するといいますが、必ずしもポンプ車が借りられるわけではありませんし、県土整備事務所がっております排水ポンプ車も、この地域に1台ということですので、いざとなると取り合いになることも想像できます。

またそういった排水ポンプ車を芦屋町として購入して、総務課が購入して持っておって、山鹿地区とかいろんな地区に冠水とかが起こった場合に使っていくというようなことを考えられますが、栗屋調整池の場合におきましては、それを今度排出する先、水を排出する先の確保の方も必要になりますので、今そのあたりの検討も進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

代替案について検討していただいているという答弁でございました。

もう一度確認させてください。代替手段は必要と考えるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

町として代替案を持っているということは必要だと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ありがとうございます。そういうことで防災対策については、今後そういった代替案を考えながら万全な体制を構築していくということで理解させていただきます。

続きましては、はまゆう区の土砂災害についてお伺いいたします。状況についてどうだったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

はまゆう区の土砂災害の発生状況については、8月13日水曜日にはまゆう区民の方から、敷地の土地が崩れている旨の連絡がありました。このため現地を訪問したところ、敷地の土地が崩れていることを確認したため、本件について福岡県に報告しました。その後、福岡県の依頼を受けて北九州県土整備事務所が現地確認を行った結果、敷地の土地の崖崩れが発生していることが判明しました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

不幸なことだと思うんですけど、土砂災害が起こって、命の方は問題ないとのことで人命的には、問題ないというよりは、精神的な苦痛はあったんでしょうけど、けが等はされなくてよかった。

たかなと思いますけど。

それに伴いまして今回、福岡県の方から土砂災害危険区域の指定の追加についての処置が、令和6年度の調査を含めながら付け加えるように、19か所と聞いておりますけど、これについて経緯はどのようなものだったのか、まずお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

土砂災害警戒区域が追加される経緯につきましての説明ですが、全国的に土砂災害警戒区域が指定されていない箇所において土砂災害が発生している状況を踏まえ、国は基本指針を変更し、高精度地形図による抽出精度の向上を図ることとしました。

国の指針変更を受けて、福岡県は高精度地形図を用いて新たな調査箇所を抽出し、芦屋町において抽出した箇所の現地調査が令和6年度に行われました。今後、対象となる区域が土砂災害警戒区域等に追加指定されるものでございます。県によって追加指定されるものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

県の方からそういうことで、追加ということで、危険区域の指定が若干増えてくる、19か所と結構あるかなと思うんですけど。こういったハザードマップの中にも、そういった危険区域が明記されるようになるかと思うんですけど、この変更に伴って町の責任について何か変化はございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

土砂災害防止法第8条3項において、市町村長は円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物、ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講じなければならないとされています。このため、今回の新たな土砂災害警戒区域等を反映させたハザードマップを令和8年度に作成し、町民の皆様に周知することが町の責務となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

土砂災害防止法に基づく、見解を今述べられたわけですけど。

町としては、この土砂災害危険区域が指定されることによって、それを住民の皆さんに危険ですよという、そういった危険情報を徹底すると、にとどまるという今の答弁なんですが、私はそれで本当に、住民の皆さんの要望に応えきってるかなとなると、非常に私は不安なんですけど。

やはり町としての責務として、そういった危険区域が増えていく中で、どのようにして土砂災害をなくすかっていう、その責務があると私は考えるわけですよ。だから、法律上からすると、皆さんに危ないですよっていう情報を連絡するだけでいいのかと、いいのかと、それはちょっとどうなんだろうかね、とは思うわけですけども。これに伴って、私は町として土砂災害が起こらないような整備をやるべきではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

あくまでも今回の指定については、法律に基づいて町に課された義務は、住民への周知等、早めに適切な避難をしていただくような周知、ソフト事業、ソフト対策的なところにとどまっております。

町といたしましては、今回指定されるような、指定されようが指定されまいが、危険な土地が町有地であれば、土地の所有者の責任として、対策を講じていくことになるかと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

もう町有地以外は知りませんという答弁ですけども、それはどうかと私は思いますね。それは今回町長が所信表明演説で行われましたように、3本目の柱ですよ、の2点目に災害から守る、住民を守るという町長からの所信の表明があったわけですね。だから法律上からしたら、危ないですよっていうだけでいいんだという答弁ですけど、私はどうかなと思うんですよ。これはもう1回再考していただいて、いやそうじゃないんだと、町民の皆さんを守る責務が町にはある、行政側として守らなくちゃならないという、そういった信念のもとに、何らかの、対応をすべきではないかと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後に、本当は正津ヶ浜の浸水関係も聞きたかったんですが、今回、今申しましたように、町長の所信表明をいただいて、決意をるる説明をお聞きして、頑張っていたけるんだな、もう本当に感動しました。

そういった中で、町長ももう既に、山鹿地区の浸水についても、もう動いていただいているようにお聞きしています。今後、将来に向かって町長の災害対応に関しての方針について、ここで答弁をお願いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

まずもってですね、このたびの8月の集中豪雨に際しまして、被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

そしてまたこの災害対応にあたって、遠賀郡消防本部、芦屋町消防団員、そして職員の皆様、そして対応にあたったボランティアの皆さん、全ての皆様方、汗を流していただいた皆様方に、感謝を申し上げるところでございます。

そして、私の防災対策に対する決意というところでもありますけれども、近年異常気象による大雨や台風がこれまで以上に激しさを増しており、本町においても災害リスクが高まっていると認識しております。住民の生命、財産を守るために被害を最小限に抑えること、そして被災後の生活再建をいかに早く進められるかが課題となっております。

そこで私は所信表明でも述べさせていただいたとおり、発生した災害の検証、改善、そして山鹿排水機場の能力向上について、県や国への働きかけを強化、そしてまた防災専門部署の設置に向けた検討に取り組んでまいります。

法改正や国、県の上位計画と整合性を図りながら、町の防災計画を令和8年度に改訂いたします。先ほど答弁がありましたとおりでございます。避難情報の発信方法、避難所運営、被災者支援の流れなど、災害対応の実効性を高めるためにも、見直しを進める考えでございます。

さらに、災害時のダメージを抑え、早期復旧を実現するためには、行政だけでなく民間企業や各種団体、NPOなど多種多様な主体との連携が不可欠と考えております。

今回、令和7年8月豪雨でも社会福祉協議会と協力し、被災した住宅の床下乾燥作業など被災家屋への支援を迅速に行ったところであり、今後はこうした連携をさらに広げ、被災者支援団体との災害協定の締結なども含め検討してまいります。

町といたしましては、異常気象が常態化する中であっても、住民の皆様が安心して暮らせるよう、防災・減災の強化に引き続き取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

町長からの、所信表明についての詳しい、また決意を述べていただいてよかったなと思います。

山鹿地区については、かなりもうずっと長年浸水をして多くの方が悩んでおられ、そういった中で町長が、国、県に関わってこの浸水に対する被害について、真摯に向き合って改善していくと意気込みをお伺いしたところでもありますので、今後また活躍を期待しておきたいと思います。

それでは時間も過ぎてまいりましたので、次はひきこもりについてでございます。

このひきこもりについてなんですけども、2022年で内閣府の方で調査したところ、全国に146万人ぐらいの方が今ひきこもりの状況にあるという中なんですけども、家族を含めるとこのひきこもりの状態っていうのは、この146万人にとどまらず2倍、3倍になる可能性もありまして、多くの方が悩んでおられる、家族を含めるとそういった多くの状況にあって、これは社会的な問題を抱えているのではないかなと思います。

ひきこもりについての定義なんですけど、大きな捉え方によってはちょっと違ってくるんですが、厚労省から出している定義につきましては、様々な要因により社会的参加を回避し、他人と関わることや外出をせず、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けてる状態を示すと定義されてます。これが社会的に大きな影響を及ぼしてるってことなんですけど、時間がちょっと足りなくなりましたので、これに伴っての、国の施策と町の役割はどのように義務づけられているのか、お伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

お答えいたします。

国の施策ということで厚生労働省では、ひきこもりの当事者やその家族がより身近なところで相談でき、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市町村にその環境整備を求めています。必要な費用を、地方自治体に補助しているっていうようなところになってます。その中で町に求められているものは、相談窓口の設置、関係支援機関とのネットワークづくり、アウトリーチによる訪問支援、居場所づくり、家族への支援などになっております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 8番 松岡 泉君**

国の方はもう既に事業を展開しておりまして、政策、体制の整備強化を図ってます。1つは、ひきこもり地域支援センターの設置、それからひきこもりサポート事業の推進、そのほか、支援者の質、体質の向上にも努めております。これは支援者の研修の強化と、そういったものをやっ

てるわけですね。

それとこれに関わる方に対しての、ガイドラインの整備も行われております。2025年の1月に厚労省は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」というのを策定しておりますし、これを基にひきこもりの方の支援をやっていくと、そういったこともやっておりますし、なかなか実態把握はできないっていうことで、実態把握とか調査研究は国もやっているところでございます。

当然のことながらこれに関わる、支援に対しての財政処置、そういったことも強化を国がやっているわけですが、町としての役割としては今課長の方から答弁がございましたが、町としての役割としては、そういった入口の窓口設置ですね、それから支援へつなげたり、または地域づくりを推進するということになるかなと思いますけど。

私はこの中で一番重要なことは、こういったひきこもりのある方、当事者と家族の方が孤立しないようにするというのが町の役割に、求められていると思うわけですが、これについてどのようにお考えになるでしょうか。そういった孤立させないということは、重要だということで、この点についての見解をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

孤立させないようというところで、そういう相談があれば、その相談対応ということが出来るんですけども、なかなか相談していただくことが少ないというところがありますので、もし相談があればアウトリーチといいますか孤立させないように、職員が御自宅の方に伺って、支援をするとか、が考えられると思います。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

私が言いたかったのは、役割の中には、来なかったら対応はできないよっていうのは当然のことだろうと思うんですね。行政側に相談がなかったら、なかなかそういったひきこもりの状態にあるっていう方に対しての支援もできないんで、体制を整えてもそれは難しいでしょうっていうことなんですけど、そこを私は1歩を進めてもらいたいっていうのは、そういったアンテナを磨いて、アンテナを巡らして、そういった情報をしっかり取ってつなげていただきたいという観点と、もう1つはこの孤立させないという福祉の観点からしたら、孤立させないということを信念に持って取り組んで欲しいという視点で私今お話ししたんですね。

これはやっぱそういった思いがなければ、行政側としては非常に難しいでしょうけどですね、

もう知らないよってなったら町の人たちの声も届かないだろうし、聞こうと思えば聞こえたんだと思うんですけど、そういった聞こうと思う、心の思いが重要なかなと思って、役割の中にどうかということでお話をしました。

そうということで、ひきこもり対策、社会的な影響も非常に大きい中で苦しんでおられる方が多いので、その人たちが外に出ることによって経済的な損失も防げるし、社会のそういった問題点も解決できてくることが多いので、この146万人から超える200万人前後の方たちの社会の復帰をもって、大きな力になれるのじゃないかなと思います。

それでは、実態把握はどうなってるのか伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

芦屋町内におけるひきこもりの実態につきましては、詳細に調べるのが難しいため、不明でございます。

推計としますと、芦屋町の生産年齢人口が約7,000人になりますので、国の方で調査を行いまして、先ほど松岡議員の方からありましたが、146万人、これ50人に1人ということになりますので、町内では7,000人の生産年齢人口がいるということで、140人程度がひきこもり状態ではなかろうかと思います。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 8番 松岡 泉君**

ひきこもりの実態調査はなかなか難しいかなと思われまう。国の方もそういうことで今いろいろ、模索しながらそういった実態把握に努めて調査もやっていると聞きます。

今、中高齢者が多くて50人で、8050問題とか9060問題ということで悩んでおられる方が多いんですね。結局高齢者の方が、そういった5、60の方がひきこもりになつてるので、逆に面倒を見なくては行けないといった問題が社会問題になっている状況なんですけど。

それ以外に今回は問題にあげておりませんでしたけども、学校の方でも、不登校のこどもたちが長期化して、結局このひきこもりと同じような状況で社会に全然出て行かなくなつて、その学校のときもそうなんでしょうけど、それがずっと引き続いていく中で、ひきこもり状態になると。これについても、教育現場でまたいろいろ、るる対策を講じてもらうようなことが必要かなと思いますけども。

そうということで、少なくとも今言った人数ぐらい、分かりません、まだはつきりですね、水巻町ではちょっと何か情報が、少し把握してるような話がちょっとあつたんですけど、我が町では

ほとんどお話聞くと、そういった相談もないしって、なかなか表立ってこないっていう、またそういうひきこもりのある方は、どちらかというと表には出されない方が多いですね、家族の問題だから周りの方に迷惑かけてはならないとかそういう観点もあるし、恥ずかしいとかいうのもあるのかもしれないですけど、隣の人にもちょっと言えない事情があつてとかいろいろあると思うんで、実態の方もそういうことで把握できないってのが言えるんじゃないかなと思います。

それでは現在の、このひきこもりについての支援状況についてと、問題がありましたらお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど、町の責務として話しましたことも踏まえて、問題点も含めて回答したいと思います。

まず1点目、相談体制の整備についてです。相談窓口、福祉課障がい者・生活支援係となっております。ホームページ上でも周知しております。ただし、不登校の問題については教育委員会が主な窓口となっております。必要に応じて福祉課、健康・こども課とも連携して問題解決に努めているところです。

相談状況としましては、先ほどからお話がありますが、困っている人がいるとしてもなかなか窓口相談に来ていただかず、現状把握や広く支援ができていないということ、こちら課題と考えております。

2点目に、地域支援機関との連携です。国が令和3年度までに設置を求めていました、市町村プラットフォーム、こちら宗像・遠賀地域の広域で設置しております。名称を、ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議としていまして、メンバーは行政である市町のほかに、各地域の社会福祉協議会や自立相談支援事業所、地域包括支援センター、若者サポートステーション、基幹相談支援センターなどで構成されていまして、福岡県のひきこもりの現状や支援施策を学んでいるほか、行政以外の支援機関と情報交換を行うことで、支援する側としての顔つなぎも行っております。

また支援を進めるにあたりましては、将来的には就労を含めて社会的自立を円滑かつ効果的に行うため、就労関係の支援機関との情報交換、連携強化、ネットワーク化を図るため、中間・遠賀圏域若者自立支援機関連携会議にも参加しております。連携対応の強化に努めているところでございます。

3点目に、アウトリーチ支援です。福祉課職員が民間の支援事業所、福祉事務所と協力し、一緒に訪問するなどの対応は行っております。必要に応じて複数回関係性を築いた中で、福祉サービスにつなげることができた事例もございます。

4点目に、居場所づくりです。自宅以外の居場所づくりとしまして、現時点では対象となる方がおられないので、設置には至っておりません。

5点目に、家族への支援です。家族会についても、現状では芦屋町に相談者がいないため発足しておりません。この居場所づくりと家族支援について、具体的な施策ができていないことは、今後の課題であると考えております。

6点目に庁内の連携体制。先ほども答弁しましたが、基本的には福祉課で相談を受け、相談を受ける中で必要に応じて健康・こども課、教育委員会とも連携し、問題解決に努めております。

7点目に、住民への理解促進、いわゆる啓発になります。ひきこもりは御本人や御家族だけの問題ではなく、誰にでも起こりうることでありという理解を、地域社会の中で広めていくことが重要ですが、相談窓口は町のホームページで周知しているものの、理解促進につなげる施策は現時点で行えておりません。こちらも課題と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

現状お伺いしましたが、町としても先行的にいろんな取組をやっていたかと思うんですけども、ただ今ありましたように、なかなか相談窓口まで来られるような状態ではないということで、町としてもそういった実態を把握しきれてないというのが、そのままだと思うんですけど。

それで、こういった皆さんの声を行政につなげるためのテクニックというか、そういった形で、もう少し相談しやすいような環境づくりが要るのかなと思うわけですけど。ある先進地ではオンラインで伺ってるような話も聞いておりますけども、町としてはそういった柔軟な対応を考えることができないのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

相談体制、相談しやすくというところで先ほどから申し上げてますとおり、福祉課の障がい者・生活支援係が相談の入り口になります。人の目が気になるとかの理由で、相談しにくいこともあるかもしれません。電話での相談も可能ですので、こちらを広く周知していきたいと思っております。

また、オンライン相談についてということがございました。福岡県ひきこもり地域支援センターが既に実施しておりますが、相談状況としまして令和5年度の実績になりますが、電話相談652件に対しまして、オンライン相談4件という形になっております。利用頻度があまり多くあ

りません。

自宅から出ず、人の目を気にせず相談できるという視点からは、電話やメールでの相談と同様であると思いますので、オンライン相談について、現時点では導入については考えておりません。

時間を気にせず相談できる、メールによる相談っていうことができると思います。オンラインに近いものがあるかもしれませんが、その後のメールによる相談を受けた後、訪問相談等につなげていければなと思っています。またそのメールによる相談方法を分かりやすいように、ホームページの内容等を今後見直していきたいと思っています。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今後の支援の取組もちょっと踏み込んだ形で申し訳ないんですが、その前に国の施策の中で、プラットフォームの構築ということがございまして、先ほど芦屋町についても近隣の町と連携してプラットフォーム化をしていると思いますが、この活用方法を具体的に説明をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

プラットフォーム、こちら宗像・遠賀の保健所圏域で設置しております。設置の目的は、支援する側の各機関の担当者が、相互かつ適時に連絡、情報共有できる関係性の構築となっております。定例の会議に出席しまして、町が活用できる県のひきこもり支援対策の説明を受けたり、ひきこもり支援機関が実施した事例報告を受けたり、グループワークによって事例検討を行うなど、他の支援機関と連携し、そしてそのまま支援につなげる手法とかを学んでおります。

先ほども話がありましたが、顔つなぎというところが1番大きなところではございます。今後も他機関連携の拠点として活用していきたいと思っています。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

支援につなげることから勘案すれば、こういったプラットフォームを活用するってことは重要なことなんですけども、今出来上がったばかりだと思うんですけど、効果としてはどのように考えておられますか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

そこで顔つなぎができておりますので、その相談者の状況に応じた支援機関を案内するとかいうふうな形で、今現在活用できております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

せっかくできたシステムですので、しっかりと活用していただいて、こういった見守りをしっかりやっていただきたいと思います。

それでは要旨3には踏み込んでおりますけども、アウトリーチの話がさっきございました。これ訪問ですけど、来所できない方にとっては、こういった訪問していただけるってのもありがたいと思うんですけども、町としては非常に負担も大きいかなと思うんですが、これをどの程度を重視して、構築していくのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

外出困難な人や支援を拒否する人に対して、信頼関係の構築が最も重要であります。ひきこもり本人や家族は不安感、自己喪失感、自己否定感を抱いてる場合もございますので、本人や家族たちの複雑な状況や心情等を理解した上で、丁寧に寄り添う対応ということが必要であります。

またひきこもりに至った要因もあると思いますので、その原因を解消することも同様に必要と思っております。

アウトリーチ支援、現在民間の支援事業者、福祉事業所と連携して、現在も行えております。本人や家族に寄り添った支援を心がけ、今後も継続していきたいと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

アウトリーチ、非常に皆さんのためにはなると思いますので、町の負担がちょっと大きいので、そのあたりは懸念されるところでありますけれども、そういうことで町民の皆様に応えるためにも、アウトリーチの制度をしっかりと構築していただきたいと思います。

それから家族支援、こういった家族で困っておられる方がおられて、居場所づくりというのがいろんな先進地で行われております。特にひきこもりの方を外に出すのは、非常に難しいんですけど、うちの国会議員もひきこもり対策重視してまして、釣りのポイントさんと連携してそういった釣りに一緒に行くとか、イベントを設けるとか、それから今度はキャンプ、キャンピングカ

一を借りるように調整してアウトドアに連れて行く、そういったことでひきこもりにある方が外に少しでも興味を持って、少し頑張っていこうかという気になってくれたということなんですけど。

町としてはそういった活用に関して、居場所づくりに関して、いろんなところと協力しながら町独自の支援についての考えがないのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

居場所づくりについてということで芦屋町の規模では、まだ相談者もあまりいないというところもありまして、単独実施、現実的ではないのかなと思っております。

現在そのような相談があった場合は、既にある社会資源を活用することとしております。県や北九州若者サポートステーションが設置しております、フリースペースなど案内しておりますが、将来的には、郡内などで広域で設置できないかという検討は必要ではなかろうかと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今後そういうことで、はっきり相談もないので、今後進め方ということで、支援につなげるところをまだはっきりしてないでしょうけど、そういったことが今後表面化してきますので、しっかりとそういう面でサポートをしていただければと思います。

時間が差し迫ってきましたけど、最後に先ほどの答弁の中にもございました、こういったひきこもりの方に対する配慮、心の痛み、こういったものが町民全体の中に広がらないとなかなか支援もつながらない、また心がつながらない中で支援ができるかとなると、それもできないだろうということで、しっかりと町の皆様の御協力をいただけるような話の中で、いろんな啓発活動も行っていきたいと思えます。

もう、とにもかくにも、こういったことで当事者、それから家族が悩んでおります。どうか、そういった人のことを考えながら、しっかりとサポート、寄り添っていただければと思います。

以上をもちまして私の一般質問、これをもちまして終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に１１番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

**○議員 １１番 川上 誠一君**

１１番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第１点目に、栗屋調整池からの浸水被害について。これは先ほどの松岡議員と重なるところもありますが、答弁をよろしく願いいたします。

８月１０日に大字芦屋１４５１番地の、町の管理する栗屋調整池の水中ポンプ配電盤が水没し、２台のポンプが完全停止に至り、調整池を越水し、２事業所の１階が水没し、電子機器や工作機械に多大な被害が発生したものである。

そこで伺います。

第１点目に、町は調整池の管理者として、今回の災害の検証と管理責任をどう考えているのか、これについて伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

お答えします。

今回の線状降水帯による降水量は、これまで芦屋町が経験したことがない雨量であり、予見できるものではありません。排水ポンプの停止についても、集中豪雨により調整池への流入量がポンプの排水能力を超えたことが原因であり、不可抗力にある自然災害であると考えております。

これにつきましては、町の顧問弁護士にも相談しましたところ、同様の見解を得ているところでございます。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 １１番 川上 誠一君**

経験したことの無い豪雨であり、予見できなかったということです。

それでは、町の管理責任についてはどう考えてるのか。具体的に言えば、この問題について、瑕疵があったのかなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

**○都市整備課長 小田 武文君**

瑕疵があったのかというところではございますが、繰り返しになりますが、今回発生しました線状降水帯により集中豪雨における降水量は、これまで経験したことがないような記録的な豪雨による降水量でありまして、予見できるものではありません。不可抗力による、自然災害であると思っております。

排水ポンプや調整池の施設の管理につきましては、怠っていたという事実はなく、瑕疵はないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現貝掛町長は、この災害当時は一般町民でありましたので、町の管理責任ということで重要な問題でありますので、この当時、町の職務代理者だった現在の副町長、中西副町長ですけど、にですね、責任ある答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

調整池の管理については、問題はないと考えております。今回は異常降雨であったという認識でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

自治体は、町が所有する調整池の所有者であり、管理者としての責任を負います。1つは、施設管理者責任、池が安全に利用できる状態を保つ義務があります。2つ目に、決壊のような災害を未然に防ぐための対策を講じる義務です。また、町には設置責任者として、設置、管理に瑕疵があったために損害が生じた場合、国家賠償法に基づき損害賠償の責任を負うことがあります。この場合、通常有すべき安全性を欠いていたかどうかポイントになります。

先ほどの課長の答弁でも、町は年2回のポンプ及び操作盤の点検と試運転、湖底の浚渫、それから資料請求によるとクラウド化による遠方監視や現場による目視を行ったとしている。そういった点では、管理も十分だったと答弁がありましたが、隣接する事業者からは、本当にそれが妥当であったのかとの声も上がっています。

何よりも、瑕疵を判断する点で問題なのが、過去に何度も道路付近までの上昇や、調整池から越水しているのに、対策がとられていないという問題です。

ここで、資料を渡しておりますので、資料の提示をお願いいたします。資料を御覧ください。1から2、3は、2017年に調整池から越水し、道路や会社の敷地内が水没したものです。それから4は2019年の8月の29日、調整池に上流から流されてきた、土砂が混ざった泥水が、

調整池へ流れ込んでいく、こういった状況です。それから5から6、7、これについては、これは今回の水害で水没した模様です。7は、道路まで水があふれ出て、会社の看板も浸かっているんですけど、これはポンプ車が配置され水が引いた状態ですので、当初はこの黄色のコーン、ここまで水が上がってきたというので、会社の看板も3分の1ぐらいは浸かっていたという、このように調整池から水が決壊して、あふれ出たという事実が起こったわけです。

資料請求の中では、町も令和6年7月及び11月の水位は、道路面まで1メートルを確認しているということを答弁しています。しかし隣接事業者は、毎年のように道路付近までの上昇がみられるとしています。元町長であった鈴木元町長も現職時代、調整池が道路付近まで満水になっていたということを証言しています。

問題なのは、25年に調整池を越えて水が流出していった事実です。経験のない豪雨など、予測困難な天災、自然災害が原因であっても、発生した場合、自治体の責任範囲が争点となります。

予防措置を講じなかった場合は、その責任を問われる可能性は否定できません。今回の場合、過去に調整池から越水があり、満杯になったことが数回あったのですから、十分な対策を講じてなく、予見可能性があったと判断され、瑕疵や過失が認められるのではないのでしょうか。

その点について、再度、副町長にお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

先ほども答弁いたしました、調整池の管理については、問題はないと考えております。今回の件に関しましては、予見できない異常降雨であったということが原因だと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

予見できなかった異常気象だということですが、法的には自然災害の規模が非常に大きく、適切な管理をしていても、被害を逃れることが困難だった場合、町の責任が軽減されるということは当然あります。

しかしそれでも、責任が軽減されるだけで責任はないとはなりません。反対に、予測できた災害に対して十分な対策を講じなかった場合は、町の責任は大きくなります。まして今回は、過去に越水の事例があったのですから、災害の予見可能性はできたはずです。

予測できなかったという点についても、気象庁が発表した、豪雨災害の状況についても、確かに芦屋町はその警報範囲に入っていなかったということがありますが、これは確実に警報、予報

が当たるということではなく、気象庁もこういったことが、警報が出てない地域についても、当然それに対する警戒をして、その体制をとることは必要であるということは、気象庁の通達の中で出ているわけです。そういった点では、予期ができなかったからということが瑕疵がなかったということにはつながりません。

また操作盤が水没し、ポンプが停止し被害が拡大したという、これは事実です。しかし、こういったことがあるのであれば、過去にも越水してきたのですから、当然配電盤が浸水する、浸かってしまうという、そういったことも予想されることです。そういったところに対して、やっぱり水没をさせない対策を講じるべきで、なかったというのは瑕疵につながるのではないかと、もっとやっぱり、上に上げて配電盤が水没しないようにする、そういった行為をする期間は十分にあったのではないかと思います。

予見可能性とは、その情報があつたにもかかわらず、予測すべきだったかどうか法的・社会的な側面です。これは加害者、これは町ですね、町が予測できなかったかどうかではなく、合理的なものであれば予見できたはずだという基準で判断されるという、町の判断で、それが正当化されるものではないと言われてます。

町は、瑕疵はなかったと払いのけるのではなく、被害当事者と真摯に向き合い、被災された方々に心を寄せ、寄り添い、十分な支援を行い、今後の対応について話し合うことが必要であると思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

当事者の方々と、町は真摯に話し合うということは大切かと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長が就任されて1か月ほどなんで、また後で町長の見解をお伺いしたいと思いますが、それでは2点目の、今回の豪雨やそれ以上の雨量に見舞われたときに、現在の排水能力で対応できると考えているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

今回の豪雨につきましては、これまで経験したことがないような集中豪雨でありまして、これと同等、またはそれ以上の雨が長時間にわたり降り続いたとしたならば、現在の施設ではとても対応できるものではありません。

このことから、取り急ぎポンプ室に伴います制御盤や高圧受電盤などございますが、冠水しにくくするためのかさ上げ対策を実施してまいります。

また、新たな排水対策、方法の検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

これも先ほど松岡さんの質問の中で答弁があったんですけど、いろんなポンプのかさ上げ、土砂の流出を防ぐ、そういったことを、早急に対応するということになりますが、当然、ポンプ2機が正常に稼働してたととしても、排水能力以上の雨が降ったということになります。そういった点では、ポンプの増設を考えるということも必要だと思いますし、また調整池自体の容量を拡張するという、これも限度があるでしょうが、拡張して容量を大きくするという、そういったことも考えられます。

ほかにもですね、プロの方に御意見を聞けばいろんなことも出てくるとと思いますが、ただ一番問題なのは先ほども言われたように、こういった場合にも排水したその水をどこに処理するのかという、それが一番の問題になります。

現在は、自衛隊の排水路等を利用していますが、これがポンプ量を多くした場合にそれがはけるかどうか、そこら近所は自衛隊と、用水路の拡張の問題とか、そういった部分も話されないといけませんし、また岡垣町には矢矧川も近くにあります。これが使えるかどうか、岡垣町が流入させることを許すかどうか、そういった問題もあるということになれば、当然、やっぱり町長のイニシアチブ、これがやっぱり求められます。

そこで伺いますけど、町長がマニフェストの中で、災害から守るということで、防災部署を設置し、日頃から防災減災に取り組めます。8月の北部豪雨で災害が発生した場所を検証し、改善策に取り組めます。今回の豪雨災害で、山鹿地区の冠水対策が十分に対応しきれなかったことを受け、排水ポンプ能力の向上を県、国に強く働きかけていきます。というマニフェストを掲げ、そして今度の所信表明も、これを実現するための表明もなされております。

そういった点では、この災害から守るというマニフェストについては大変評価するし、またこれを実行するという姿勢も、評価してます。ただ、この1か月の中で、この中で災害が発生した場所を検証し、改善策に取り組めますという、この検証について町長はどういったふうに、町長

就任されてから現在まで取り組んで、考えておられるのか、そこについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

検証でございますけども、これは全ての被災された床下、床上、るるですね、ところにおいて、どういった被害があったか、そしてまたその場所ですね、場所がどういった形状であるからこういう被害になった、そういったハード的なものも含めて検証していきたい、いくということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まだね、1か月程度でなかなか十分なところはないでしょうけど、ぜひ検証することが必要だと思いますし、特に私は被災者さんへの対応、これはどうなんだと。想定外の雨だったから瑕疵はないから町に責任はない、本当にそれでいいのか、やはり被災者に寄り添った対応を十分して行って、今後の糧にしていきたいと思います。

それでは、次の4点目、調整池の周辺が冠水後、国土交通省の大型排水ポンプ車を手配し排水ができた。毎年、ほかの地域でも豪雨により水没事故が起こっています。

迅速に対応するため、町で排水ポンプ車を持つことを検討すべきではないのか。これは松岡さんも同じようなことを提案してましたが、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

先ほどからの答弁にもございましたとおり、調整池の今後の対策については、今回の事象を教訓として、今後の災害発生時の対応や被害防止に向けた対策案について、他の手法も含めて検討を進めていきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

いろいろ町長も提案されてますしね、まずやっぱり排水ポンプについては、今回説明もありましたけど、調整池の周辺が冠水し、国土交通省の大型排水ポンプ車により排水し、水を引かすこ

とができましたが、１０日１４時ごろ冠水し、１１日の昼頃からの排水開始となって、対応に丸１日を要しています。

この原因を聞くとところによると、当初はポンプ車の要請は対応不可とのことであったが、担当の都市整備課がさらなる交渉を重ね、これによって久留米市にある国土交通省九州地方整備局九州技術事務所から排水ポンプ車が手配されることができたという、これによって、排水を迅速に、迅速といっても１日経ってますけど、やることができた。今回は、この国のポンプ車の稼働による対応で冠水を収めることができましたが、豪雨水害は同時多発的に発生するので需要は大変多いです。

今後同じようなことがあったとしても、ポンプ車の借入れが必ずできるとは、今回のような対応ができるとは限りません。芦屋町でも、田屋地区の裏耕地や正津ヶ浜の水田地帯、汐入川は毎年のように水没してます。山鹿地区のポンプ場の強化も必要です。それと同時に、機動的に対応できる排水ポンプ車の所有も考えるべきではと思いますが、その点については町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

山鹿排水機場等々ですね、改修には恐らくは時間がかかるものと考えております。そこで、今川上議員の提案でありますけども、機動的、なおかつ迅速に、そういった対応ができるようなことに進めていくということは、大切なことではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

町長の所信表明の中でも、防災専門部署の設置を行うと考えてますが、私はこれは大変歓迎するものです。やはり現在、いろんな災害が起こっております。地球温暖化等により、豪雨、台風、地震、津波、落雷、火災などが起こってます。この数週間をみても、佐賀関の大火災、また先日の、現在も起こってますけど、青森の地震等、やはり日本列島の中でいろんな災害が出て、いろんな形で起こっているということです。

私たちも、いろんなところで水害とか地震とかが起こっても、芦屋町はそういう災害がない町やなというふうに、安心してた部分もありますけど、こういった今の状況、異常気象をみていると、やはり芦屋町でもこういった状況は、必ず起き得るものだという点で、やはりそういった問題に対して、エキスパートである人たちを集めて専門部署を作って、確実に正確な対応を、日常

的に行うという、そういったことをする部署が私は必ず必要だと思います。

先ほどちょっと言い忘れましたけど、気象庁からの線状降水帯発生予測情報というのが出てまして、これにも、8月9日11時、気象台から線状降水帯発生予測に関する気象情報が発表されました。9日の夜はじめ頃から10日のはじめにかけて線状降水帯が発生して、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります、ということになってます。

これは、芦屋町には対象とされてなかったんですけど、気象台からの留意点では、線状降水帯による大雨の正確な予想が難しく、この情報が気象台から発表されても、必ず線状降水帯が発生するわけではありませんが、線状降水帯が発生しなくても、大雨となる可能性が高い状況と言えますということで、やはり常に周辺でこういった状況があったときには、最悪の場合を考えて対応するという、これがやっぱり必要だということを感じてます。

そういった点では、先ほど町長も言われましたけど、住民の命と財産を最優先にする町政、これを進めることを求めまして、これに関する質問を終わりたいと思います。

続きまして2点目、芦屋基地及び周辺でのPFAS汚染についてということで、福岡県は11月14日に芦屋基地周辺の民家の井戸7か所のうち、4か所でPFASが、暫定目標値の約2倍から11倍の値が検出されたと発表しました。目標値を上回った4か所は、前回調査でも超過しており、依然として地下水の汚染が進んでいることが確認されました。

県は今後も調査を継続し、基地に対して原因究明や対策を講じるよう要請していくとしています。しかし基地は、現時点では回答はできないとの、従来の立場を変えていません。

町は今後どう対応するのかについて伺います。

#### ○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

#### ○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員の御指摘のとおり、福岡県は令和7年8月から9月にかけて、これまで芦屋町内で調査した地点のうち7地点でモニタリング調査を実施したところ、4地点で指針値超過が確認され、11月14日に公表されております。

約半年前になりますが、第2回定例会で川上議員からこの問題について一般質問を受けた際、私から「福岡県は今後、これまでの調査結果を踏まえ、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地に対して、原因究明や対策等について、引き続き求めていくとのことです。」と答弁をしております。また「芦屋町としては今後、福岡県や近隣自治体と協議の上、国に対し要望を行ってまいりたい。」旨の答弁をしております。

このとおり、8月22日には福岡県から、11月5日には芦屋町基地対策協議会から、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地に対して、原因究明や対策等について求める旨の文書を提出しまし

たが、今までと同様「P F O S等は日本国内で広く使用されているため、芦屋基地との因果関係について確たることは申し上げられない。」と口頭での回答でした。

今後の町の対応についてですが、現在福岡県から芦屋町を含む郡内3町に対して、今後の対応について協議させてほしい旨の申入れを受けており、現在関係者の日程調整中です。今後の対応につきましては、これから関係者で協議・検討し、方向性や具体策を見いだしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今回も、正門町の3地点の令和7年8月から9月の各井戸の水質調査結果は、前回の調査結果と変わらず、240ナノグラム、360ナノグラム、550ナノグラムと高い濃度で継続して地下水が汚染されていることが確認されています。

県は原因究明や対策を講じるように求めているが、基地は毎回、現時点では回答できない、確たることを申し上げることは困難、との回答であります。

発生源特定の重要性は、感染の拡大を食い止め、根本的な解決策を講じる上で不可欠です。原因が分からなければ、効果的な対策を立てることが難しく、住民の不安も解消されません。

専用水道で暫定目標の30倍の1,500ナノグラム、水源となる井戸では56倍の2,800ナノグラム、基地を水源とする北側水路からも210ナノグラム、過去には長年にわたり、泡消火剤の使用や貯蔵プールを設置していた。当然、関連性が指摘されますが、原因究明に消極的です。

今回も、基地対策協議会もP F A Sについての申出を行っております。しかしなぜか、それは環境省の調査によると、汚染源が特定されたのはごく一部にすぎず、98%の地点でP F A S・P F O Sの発生源が不明であるのが現状です。

しかし、自衛隊基地や米軍基地での泡消火剤によるP F A Sの発生源の特定事例は多くあります。海上自衛隊下総航空基地は、排水路や井戸の調査を行い、暫定値を上回るP F A Sが検出され、排水溝に処理装置を設置し、濃度低減効果が確認されています。築城基地では、築上町から暫定基準値を超えるP F A Sが検出され、基地に対して町から要請を受け、雨水排水路等に粒状活性炭を設置し濃度低減効果を確認しています。横田基地ではP F A S流出を受け、2024年12月に国や都、周辺市町村が立入調査を行い、サンプル調査をし、対策の検討が進められています。また沖縄でも、米軍基地に対するP F A Sの解明が進められています。

芦屋基地では、飲用の水道に浄水器を3,700万円かけて設置しました。もちろん、自衛隊

員の健康を守ることは当然であります、それなら芦屋町の地下水も汚染されている、この汚染原因を究明し、地下水や土壌の汚染状況や除染などを行う、そういったことも不可欠です。そうでなければ、住民の健康不安も解消されません。

防衛省を通じての、原因究明は進んでいないというのが実情です。ことわざで言えば、のれんに腕押し、豆腐にかすがい、ぬかにくぎ、馬耳東風、全くの進展がない、こういった状況です。こういった原因究明を進めるため、住民の不安を解消するために、防衛省だけではなく環境問題として環境省の対応を求めてこれを究明していく、こういったことも必要ではないでしょうか。このことについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これから関係者で今後の対応について協議する予定です。その中で、環境省などほかの省庁への要望活動も含めて協議・検討し、方向性や具体策を見いだしていきたいと考えております。

なお、このPFASの件につきましては、残念ながら芦屋町で何も調査権限を有しておりません。このため、国への要望活動等も主体は福岡県となります。御承知ください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

とにかく県とも連携して、このPFASの流出問題を明らかにして、住民の安心安全をやっぱり町として守っていただきたいと思います。と思っております。

続きまして、3点目の芦屋中央病院について伺います。

厚生労働省は10月27日、医療法人の経営状況を発表し、2024年度決算で半数の病院が赤字であることを明らかにしました。病院経営をめぐって、この間自治体病院の9割で経常収支が赤字など、深刻な事態であることが問題になっていますが、政府公表の資料でも経営難が浮き彫りになりました。

25年8月時点で報告があった医療法人の24年度決算を集計すると、2,098病院のうち49.4%が経常収支は赤字となっています。23年度の41.5%から8%赤字病院が増え、経営悪化がより深刻化しました。診療報酬の収益や医療支出といった本業の医療収支で見ると、59.7%の病院が赤字でした。また、診療所を入れると、約7割を超える病院が赤字になっています。今の診療報酬では、経営が成り立っていないことを示しています。

そこで伺います。1点目に、令和6事業年度の芦屋中央病院の財政内容はどのようになっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

芦屋中央病院評価委員会を所管する住民課より、令和6事業年度における芦屋中央病院の決算状況についてお答えいたします。

まず収入としては、営業収益が約33億2,500万円。営業外収益が約1,800万円。次に支出として、営業費用が約31億3,600万円。営業外費用が約1億1,500万円。最後に、これら収入・支出を差引きした経常利益につきましては、約9,200万円の黒字となっております。

この経常利益の黒字につきましては、令和2事業年度から5期連続となっており、今年度全国自治体病院開設者協議会並びに全国自治体病院協議会より、自治体立優良病院としても表彰されているような状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町は9,200万円の黒字だったということですが、確かに経常利益は9,200万円黒字になってます。しかし前年度は1億9,400万円でした。それから比較すると約1億円、半減しているという状況です。

先日テレビで、福岡県の18自治体のうち17の病院が赤字であることが報道されました。唯一の黒字の病院が芦屋中央病院です。自治体病院の経営が苦しい中で、中央病院の存在は希有な存在です。しかし、赤字と黒字は紙一重で、芦屋中央病院もいつ赤字に変わっていてもおかしくないと病院の事務局長は言っております。

それでは、2点目に、芦屋中央病院の繰出基準に基づいた運営負担金はいくらなのか。またそのうち地方交付税で財政措置されているのはいくらなのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

芦屋中央病院運営費負担金につきましては、住民課で予算編成していますので、金額については住民課で、地方交付税に関しては財政課でお答えいたします。

それでは負担金について触れてまいりますが、令和6年度の芦屋中央病院運営負担金は約3億1,000万円となっております。

住民課からは以上です。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

地方交付税については、財政課からお答えいたします。

令和6年度の地方交付税における芦屋中央病院に関する交付税措置額は、約2億7,500万円です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋中央病院は普通の病院と違って独立行政法人ですが、もともとは自治体病院で出発していますので、独立行政法人になっても、こういった地方交付税や運営負担金が、国や町から負担金として出ているわけです。

それでは、一般病院はこういったことはないのですが、なかなかまた一段と厳しいんでしょうが、なぜこういった自治体病院に対して、負担金が行われているのかというと、公立病院を含む地方公営企業は原則として、独立採算制が求められています。一方で、不採算であっても政策的に実施すべきものなど、特定の条件を満たす経費については、自治体が公営企業への繰出金として経費負担することとされています。

独立行政法人も同様の規定があります。それではなぜ地方自治体病院は、交付税措置されているのか。自治体病院は地域における基幹的な病院として、あるいは山間地、僻地や離島における地域医療を担う病院として、民間病院では、採算性が確保されないような困難な医療を担っています。地域住民の命と健康を守るとりでとなっています。

自治体病院は、その公的な役割の重要性から、地方交付税による財政支援を受けています。地方交付税は、国の税収の一部を財源とし、地方自治体が一定水準の行政サービスを提供できるように、自治体間の格差を調整する役割があるのです。しかし自治体病院には、物価高騰や人件費の上昇に対して、地方交付税措置が十分でなく、赤字に陥っているのが現状です。

それでは3点目の、全国自治体病院協議会などは、自治体病院の持続的な運営と地域医療確保のため、診療報酬の大幅な引上げや地方交付税措置の拡充などを国に要望しています。町としても要望することが必要ではないでしょうか、お伺いします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、町からの個別要望の是非について、お答えさせていただきます。

診療報酬の引上げや自治体病院への財政支援に係る要望につきましては、既に全国知事会、全国市長会、そして貝掛町長も所属する全国町村会において、国に提出されています。

また、芦屋中央病院が会員となっている全国地方独立行政法人病院協議会からも、同様の要望がなされているようです。

なお、この診療報酬の引上げ等につきましては、医療業界全体の課題であり、5期連続で経営黒字を記録する芦屋中央病院において、喫緊に解消すべき、解消しなければならない事柄ではなく、将来にわたる不安要素の1つであると判断しています。現状、関係団体による要望、芦屋中央病院の経営状況及び緊急性等を踏まえると、町単独での要望につきましては、時期尚早であるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

いろんな各種関連団体でこういったことを要望しているし、芦屋町としては今の状況は黒字であるから、町でやるということは、早急にすることではないんじゃないかということですが、先ほども言いましたように、芦屋町の黒字もいつ赤字に転落するか分からない、赤字に転落すれば、1億円2億円、それと後で述べますけど、今後の医療に対するいろんな問題点が出てくるので、そういった点では、町としてでも、独自に要望することが適切なものがあるのであれば、ぜひ町として国に求めていると思います。

それでは4点目の、自治体病院の採算性が厳しく、約9割が経常赤字に陥る中、中央病院の経営収支が赤字となった場合、自治体が独自に行う負担金についての考えがあるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、芦屋中央病院が赤字になった場合、町として総務省の繰出基準を超えて、運営費負担金を増額するか否かについてお答えいたします。

まず、芦屋中央病院において、単年度赤字を記録したからといって、直ちに総務省の繰出基準

を超えて運営費負担金を増額することはございません。芦屋中央病院は独法化した際、法の定めにより特別会計から約30億円の預金を継承しております。この預金につきましては、新病院建設により一時的に減少したものの、現在は約32億円まで増加しています。この現状を踏まえると、単年度赤字の補填については、これら自主財源で対応すべきであると考えております。

芦屋中央病院においては、今後とも地方独立行政法人の本旨である自主性・自立性を発揮し、安定した病院経営を続けていただきたいと思います。将来、赤字の慢性化が懸念される事態に至った際は、法が求める中期目標において財務改善を促すとともに、この目標に基づいた中期計画の策定を芦屋中央病院に求めてまいります。

なお、この中期目標並びに中期計画につきましては、議会の議決が必要となっておりますので、このときに財務改善の内容も含め、御審議していただければと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

今のお話では、内部留保金もあるのではないかとありますが、確かに芦屋中央病院は、できた頃は大変経営が厳しく、町からの負担金も負担してたという状況がずっとありますが、ただ芦屋中央病院が新たに建て替わった中でも、特に人工透析の部分がずっと初期から行っていたということで、そういった点ではそこら近所で、ほかの自治体病院と違う特異性があるって、黒字になっているということも考えられ、それは病院の努力でもあるわけなんですけど、ただ問題は個々の病院の努力だけでは立ち行かない状況が、今生まれてきているんじゃないかということです。

昨年の診療報酬の改定後、赤字病院が7割となり、診療科や入院患者受入れが減少し、救急医療は医師などの確保が困難となっています。さらに、今度の自民維新の高市新政権は、今国会でも論議されてますが、医療費の4兆円の削減、ベッド数の11万床の削減、そしてまたOTC類似薬の保険外し、そして新たな地域医療構想を進めるということを打ち出してます。

こういったことになれば、病院の削減や経営がなかなか厳しい状況が生まれてくると感じます。特に、OTC類似医薬品の保険外しによって、これは薬だから病院とは関係ないんじゃないかと考えるかも分かりませんが、類似薬を個人が薬局で買わなければならないとなれば、医療費とは別に薬代がかかって、根本的な医療にもかからなくなっていくという、そういった傾向が生まれるということが懸念されています。

そういった点では、決して芦屋中央病院も順調に今後進んでいくということもありませんし、ベッド数の削減の問題なんかもですね、ベッドを削減すればお金を出すって今、躍起になってやってるような状況です。

そういった点では、病院にかかることができない状況が生まれてくるんじゃないかと。4病院団体協議会などの経営者や、多くの医療団体、医療従事者もこぞって医療の危機突破が緊急課題となっていると言っています。日本医師会と病院6団体は、患者さんに適切な医療を提供できるだけでなく、ある日突然、病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうという、こういったことを警告しています。

芦屋中央病院も総合病院として、今後総合診療科というのを新設していく、ということを進めています。またこういったことになれば、総合診療医を新たに雇用するという、そういった問題も起こってきますし、今後の人事院勧告などの問題によると、やはり人件費の高騰、そういった部分も考えられるということで、そういった点では、地域医療の質の向上のためには、やっぱり町としても財政支援という負担を行うという、こういったことを考えるべきではないかなと思います。

その点で、町長が、先ほど言われてましたように、今後の医療費状況が厳しくなって独立行政法人芦屋中央病院が赤字になった場合、町からの負担金等で支援し、地域医療を守る、そういった考え方はあるのかどうか、その点について町長に伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

先ほど課長が答弁したとおりで、芦屋中央病院は独立行政法人化しております。ですので、基本自助努力で経営を安定させていただきたいと考えております。しかしながら、様々な取組を行った上で、病院経営が立ち行かない事態に陥った際は、設置者である芦屋町として地域医療提供の体制を守る、そしてまた住民の皆様の命を守るという視点から、別途財政支援は必要であると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

なかなか、町政の運営についてもいろんな分野、先ほどの災害の問題、病院の問題、ほかにもいろいろな課題があると思います。

ぜひ、芦屋町民が本当に住んでよかったという町にするためにも、町長に頑張ってもらいたいと思います。

今後ともぜひ頑張ってください。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問を終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時15分から再開いたします。

午前 11 時 54 分休憩

.....

午後 1 時 15 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に7番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

皆様こんにちは。7番の本田です。

一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

今回は、地域住民の方から寄せられた、住民の声を参考に、一般質問を行います。件名、開庁時間の見直しについてです。

住民サービスの維持は、町民生活に直結する重要な課題であり、同時に職員の働き方改革も、長時間労働の是正や業務効率化の観点から、避けて通れない課題となっています。この2つを両立させるため、開庁時間の延長や短縮について、現状や課題、今後の方向性を町に伺いたいと思います。

先日住民の方から、芦屋町役場は夜間の時間帯に、開庁はしないのですかと聞かれました。お聞きしますと、職場である日、芦屋町役場に出向くために早めに勤務を切り上げて、手続を行うために職場を退庁しようとした際に、職場の同僚から、私の町では夜間開庁が実施されているので、勤務が終了した後に役場に行って手続を済ませるので、特に休暇の取得や早めの勤務切上げを、気にせずに行えるから便利よ、と言われたそうです。そのようなことから、芦屋町も夜間受付をしていただくと便利になるのにですね、といった内容の、地域の方のお声です。

そこで私なりに、各自治体の窓口受付時間を調べてみました。芦屋町役場では、通常月曜日から金曜日までの8時半から17時15分まで受付業務がっております。この時間帯の役場の窓口利用は、勤務をされている方は、役場に来ることが難しい時間帯となります。

自治体窓口を利用する全国の世帯数は、1999年以降共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、総務省統計局の労働力調査結果では、2024年の共働き世帯数は、専業主婦世帯数の約2.6倍になっていると発表されております。

平日の同じ時刻に受付業務が実施されているので、時間を間違えることはないという便利な点もあります。しかしながら、私に御意見をくださった住民の方や、特に町外で勤務をしている方々

からは、繰り返しとなりますが、役場に出向くときには休暇を取得するか、勤務時間を早めに切り上げて役場に出向くしかないと思っています。

勤務時間の延長は、1 週間に勤務する時間の制約があり、それを超えて勤務する場合には、事前の超過勤務発令となり、自治体にとっては超過勤務の手当支給といった、行政コストの増加につながります。また、職員さんにとっても身体的な負担となり、簡単には夜間開庁を実施していないということは理解できます。

ここで考えられるメリットや課題をあげますと、メリットとしては町民サービスの向上につながり、働いて昼間に来られない町民にとっては、利便性が高まることになるでしょう。一方課題としては、開庁時間を増加させることは、職員の配置が必要となり、人件費が増加することや、そもそもどのくらい需要があるのか、仮に夜間や休日に窓口を開設しても、利用がなければ費用対効果が非常に悪いこととなります。また、取扱いができる業務の範囲が限定的であることも、想像ができます。

そのような状況を踏まえまして、まず芦屋町役場の現在の開庁時間について伺います。全庁的な標準開庁時間ではなく、各部署ごとの窓口業務時間についても、把握されているのか、町の見解をお聞かせください。

また過去 5 年間に於いて、開庁時間や業務の見直しや、調整を行われたことがあるのでしょうか。あるのであれば、その際どのような課題意識や住民からの要望を踏まえて検討されたのかをお尋ねいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長 本郷 宣昭君**

まず、窓口業務時間の把握についてでございますが、窓口業務時間の調査等を行っておらず、把握しておりません。

また、直近 5 年間に於きまして、開庁時間や業務時間の見直し等も行っておりません。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

本田議員。

**○議員 7 番 本田 浩君**

調査を実施されていないということですので、まずは住民の要望の有無を確認されることが重要かと思います。要望もないのに開庁時間の延長は難しいでしょうが、要望が多く存在するのであれば、検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

開庁時間の延長を実施するのは、行政コストの増大が課題になってくるかと思われますので、

地域の現状確認作業が必要になってくるかと思われます。ですので、次に住民ニーズの調査状況について伺います。

平日の日中に来庁できなく、働く世代や高齢者、子育て家庭の利便性向上の観点から、町民の利用時間帯に関するニーズ調査やアンケートは行ったことがあるのでしょうか。特に、夕方の17時から18時に来庁を希望する町民の実態は把握されておられますか。また実際に、地域住民から夜間開庁や休日開庁の要望は、町に届いていないのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

利用時間帯に関するニーズ調査やアンケートを行っていないため、17時から18時に来庁を希望される方の実態は、把握しておりません。

また、先ほど本田議員から御説明いただいた住民の方以外にも、夜間開庁や休日開庁を希望されている方は、おられる可能性はございますが、コミュニティ活動状況調査の自由意見や、町長への手紙などでの夜間開庁や休日開庁の要望等は確認できませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今の御回答から、コミュニティ活動状況調査の自由意見や、町長への手紙等での夜間開庁や休日開庁の要望等は確認できませんでした、とのことなのですが、現在窓口対応されている繁忙時間帯と閑散時間帯の把握も重要になるかと思っております。

他の自治体では、例えば9時から12時、13時から16時、16時以降の時間帯といったような、時間帯ごとの来庁者数を分析した上で、開庁時間の延長や短縮の検討を行っておられるようです。

そのようなことから、芦屋町では時間帯別来庁者数を把握されておられるのか、把握されているデータがあるとするれば、分析結果を基にした業務改善の取組があるかを伺いたいと思います。

また、曜日別や月別の来庁傾向の変化についても、把握しておられるのかお伺いします。もしデータがないのであれば、なぜないのか、その理由についてもお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

役場の、全ての課において窓口は設置されていますが、役場内で最も多くの人が訪れ、住民窓

口の中心と位置づけられる住民課から、この現状について答弁させていただきます。

最初に時間帯別来庁者数、月別・曜日別の来庁者の傾向変化について把握しているのか、という質問に対する回答でございますが、これらにつきましては把握しております。把握している内容といたしましては、来庁された日時、来庁された人の年代、証明書交付や転入・転出などの種別、その手続に要した時間などとなっております。

なお、このデータが示す芦屋町の現状については、1日単位では午前中、1週間単位では休み明けの月曜日、1年単位では3、4月の春休みの時期に来庁者が多くなっているような状況でございます。

次に、データ分析の結果を基にした業務改善の取組があるのかという質問ですが、これについては広く捉えればある、というような回答になろうかと思います。この理由について説明しますが、まず窓口データの収集を実施するに至った経緯から触れていきたいと思います。先ほどデータに基づく来庁者の傾向を説明しましたが、住民課としてはこの傾向を把握し、業務改善するためにデータの収集を始めたわけではございません。実際、来庁者の傾向変化につきましては、窓口業務を通年従事すれば感覚として身につきますし、感覚とデータが大きく異なることもあります。

では、なぜデータ収集を始めたのかと申しますと、現状を正確に数値化するため、これに尽きると思います。役場では様々な事業が行われていますが、併せて事業の成果・効果も検証しています。この検証の際、成果等については数値化できなければ、正しく評価することはできません。このデータの収集は、成果等の可視化、見える化のために始め、現在、成果等を検証する際の重要なバックデータとして用いております。

このため先ほど申しましたとおり、広く捉えればあるというような回答になると、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

開庁時間の見直しをお聞きするにあたって、近隣の町村での実施状況を調べてみました。隣の水巻町や岡垣町では、限定的なサービスも含めて既に平日の夜間開庁であったり、休日開庁であったりと、住民サービスの向上に向けたサービスの提供を実施されておられます。

実際にサービスを地域住民に提供された自治体には、成功事例や失敗事例等もたくさんあることが、想像されます。そこには、開庁時間の延長や短縮の検討に至った要因があったものと思われる。

近隣の水巻町や岡垣町が既に実施されている開庁時間については、芦屋町は参考にされたことはあるのか。近隣自治体を参考にして芦屋町においても、例えば週1回の夜間開庁、マイナンバー業務のみの時間延長、予約制による延長など、限定的な延長など対応できることもあるかと思いますが、先ほどデータが、大きく捉えるとあるというようなことでございましたので、そういったことも参考にしながら、検討されたことがあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

直近5年間におきまして、全庁的な検討を行ったことはございません。

しかし1課で完結する手続の時間延長等につきましては、各所管課において必要に応じて、検討がなされております。

この検討結果において、実施された直近5年間の取組といたしましては、住民課のマイナンバーカード申請・交付に係る休日夜間窓口の開設がございます。実施期間等につきましては、令和3年4月から令和6年3月までの間、休日窓口を月2回開設、夜間窓口につきましては、令和5年1月から9月までの間、月2回開設しておりました。

現在は、来庁者の減少並びに効率化のため、休日窓口のみ月1回の開設に変更しております。

なお、この際の職員の労務形態としましては、休日窓口は代休、夜間窓口は超過勤務となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

行政コストが増加することを勘案しますと、役場開庁時間の延長には、慎重な検討も必要になってくるかと思います。物事を進めるにあたっては、メリット・デメリットの両方を比較・検討しながら、町にとって、住民にとっていい方向に進んでいくのかを見極める必要があらうかと思っています。

今、開庁時間の延長についてお尋ねしているわけではありますが、逆に全国的には、開庁時間の短縮もみられます。いろいろと調べた内容では、開庁時間の短縮をされている主な理由としては、5項目ほどありました。その5項目の内容をまずあげますと、1つ目は、職員の働き方改革として、残業の削減や職員の健康確保。2つ目は、窓口利用実態では、利用の少ない時間帯への職員配置の見直し。3つ目が、光熱費や人件費、警備費などのコストの削減。4つ目が、マイナンバー等の普及により、コンビニ交付での対応や窓口利用の減少。そして5つ目が、人が少ない時間

帯ではセキュリティー上のリスクが高く、警備費のコストの問題等々ということでした。

今まで行政窓口において、対面で対応していた内容をデジタル対応に頼ることは、効率化につながることもある反面、高齢者になりますとそもそも機械が苦手となったり、年齢に関係なく機械が苦手な人には、難しい局面も出てくるのかと予測されます。また、今後さらに加速する、直面することになる、高齢化・少子化はデジタルの手続が難しくなる世代が増えることが予測できます。

また、働き手の不足問題は、役場窓口職員の配置の困難さを想像できることから、町民への行政サービスを継続して、安心なまちづくりの対応をしていくことを考えたときに、行政窓口のサービス時間の柔軟な設定を、試験的にでも、考えていかれたらいかがなものかなと考えております。例えば、データを活用し、今後役場窓口に見えられる人の多い時間帯や少ない時間帯を把握し、季節ごとの来庁者の把握は効果があるのではないのでしょうか。夏場は朝の涼しい時間帯が、冬の寒い朝は、太陽の日が差し込んでくる、暖かくなる日中の来庁者が多くなるのではないかと推察しています。

それで次に開庁時間の見直しであっても、開庁時間の延長ではなくて、開庁時間の短縮について伺います。

全国的には、職員の働き方改革や、業務効率化の観点から、あえて閉庁時間を早めることで、残業削減や職員負担軽減につなげる例があります。芦屋町において、開庁時間を17時前に短縮する、あるいは閉庁日を見直しするなど、短縮の検討を行ったことがあるのでしょうか。

また検討していない場合、その理由を具体的にお聞かせください。短縮の影響として、どの年代層の住民に、どの程度の影響が出るのか、事前の分析やシミュレーションを行っているのかについてもお尋ねします。

#### ○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

#### ○企画政策課長 本郷 宣昭君

直近5年間におきまして、開庁時間の短縮について、検討を行ったことはございません。

開庁時間の短縮を実施する上では、デジタル技術を活用し、役場に来庁する必要がない、また時間に制限されることがない、オンライン申請等の代替手段の確保が必要と考えております。

また仮に、代替手段が確保できたとしても、町民の窓口利用実態等を踏まえた慎重な運用が求められるため、段階的な取組や丁寧な説明や周知、高齢者やオンラインに不慣れな方への対応が不可欠でございます。

このため、オンライン手続の利便性向上と同時に、来庁機会の確保を両立させる必要がありますが、本町の窓口業務におけますオンライン手続等は、まだまだ限定的でございますので、開庁

時間の短縮の検討は、時期尚早との考えのもと、検討に至っておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今、開庁時間の見直しについて、延長と短縮についてお尋ねしました。全国には1,718市町村が存在しています。その中から開庁時間の時短や夜間・休日の開庁を実施し、開庁時間を増やして住民サービスを提供されている自治体を参考に研究調査されて、メリハリのある窓口開庁時間の取組を調査し、その結果を検証し、今後の実施の有無に向けての参考とされてみてはいかがなものかと思うのですが、このような取組についてどうお考えか、お尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

福岡県内では、水巻町が開庁時間の延長、古賀市や岡垣町が開庁時間の短縮を行っていることは承知しております。時代の流れから、開庁時間の短縮については、今後検討していく必要があるものと考えておりますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、当町のオンライン手続等は限定的であり、具体的な検討には至っておりません。

ただし、近隣市町の状況や動向には注視しつつ、情報収集に努め、検討時期等を逸しないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

開庁時間の見直しは、住民サービスだけでなく、職員さんの働き方にも大きく関わってきます。時間外勤務や休暇取得状況、窓口担当者の負担状況について、芦屋町ではどのように把握されているのでしょうか。

また開庁時間の延長や短縮が職員に与える影響を、数値やアンケートなど具体的なデータを用いて分析されているのか、お尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

時間外勤務や休暇取得状況につきましては、各課から提出される時間外勤務及び休日勤務報告

書、休暇簿等により把握しております。しかし、窓口担当者の負担状況につきましては、調査等は実施しておらず、把握しておりません。

また繰り返しの答弁となってしまいますが、開庁時間の延長や短縮につきましては、検討を行っていないため、具体的なデータは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

繰り返しの答弁で、検討を行っていないとのお答えをいただいておりますが、今後、自治体のデジタルトランスフォーメーション化が進む中において、窓口利用の代替手段としてのオンライン化やコンビニ交付が進むものと思われます。

デジタルトランスフォーメーション化は、行政サービスをより便利に、より早く、より負担なく利用できるようにする大きな転換点となると思われます。単に紙を電子化するだけではなく、町民と行政、さらに行政内部の仕事の流れそのものを見直すことで、多方面に効果を生み出すことが可能になってきます。

そこで芦屋町におけるオンライン化や、コンビニ交付の整備状況の現状と課題についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

コンビニ交付並びにオンライン申請の実績のある住民課から、現状と課題についてお答えいたします。まずは、これらサービスの利用を促進するための環境について、触れてまいりたいと思います。

議員も御存じのことと思いますが、これらサービスの利用にあたっては、マイナンバーカードが必須であり、利用の促進にはマイナンバーカードの交付率が鍵となります。現状、芦屋町のマイナンバーカードの交付率は103.9%と県内でも2番目に高い水準にあることから、既にサービスを促進するための環境は整っていると判断しております。

住民課では、この促進環境の理を生かしながら、住民により身近なコンビニ交付のサービスに力を入れています。これは住民課への来庁目的の60%以上が各種証明書の交付となっており、コンビニ交付が普及すれば、多くの方がわざわざ役場に訪れる必要がなくなると判断したためです。なお、コンビニ交付の利用率は、10月末現在44%と高水準にあり、今後も増加していくことを見込んでいます。

次にオンライン申請ですが、これはマイナポータルというアプリを活用し、住所変更で6手続、子育て支援で15手続、介護で12手続、被災者支援で1手続、選挙で1手続、計35の手続について、非来庁型のサービスを提供しています。しかし、周知不足もあってか、住所変更及び選挙以外、利用実績がないような状況です。なお、10月末現在、利用実績のある住所変更の利用率は17%、選挙の利用率は41%となっています。

最後に、コンビニ交付並びにオンライン申請の課題について触れてまいります。両方のサービスに共通して言えることは、機器の操作に不慣れな方への対応だと思います。これを踏まえ、コンビニ交付では、役場内に設置している自動交付機による体験型啓発や、コンビニ交付まるわかりガイドという機器の操作方法が記載されたパンフレットを、全戸配布するなど対応しています。

なお、オンライン申請については、周知方法にも課題がありますので、今後これらも含め再検討し、新たな取組を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今、芦屋町の取組の中で、マイナンバーの交付率が100%を超えると、すばらしい数字のお話を伺いました。関係部署の御努力がとても進んでるんだろうと思って、敬意を表するものでございます。

まず、取得がかなり進んでることですから、今度はそれをいかに活用していくかということになるかと思うんですが、まず先ほどのお話なんですが、開庁時間を変更した場合に、住民サービスと町職員さんには大きく影響があるものと思っております。

例えば、現在は朝8時半に役場の開庁時間に住民が訪れた中で、朝礼をされている光景を見かけることがあります。このような状況では、朝礼や改正事項の業務周知など、職員さん向けのスキルアップは集中して開催することが難しいんじゃないかなと考えております。

住民と職員双方が時間を有効活用するためにも、時間外に延長して開庁している日と、業務処理や整理整頓等に時間を活用できる、時間が確保できる、開庁短縮は町民の方と、職員さんの双方の有効活用できる時間を、補完することが可能になるのではないかと考えております。

このような双方にメリットがあるように思われる開庁時間の変更について、町としての今後の普及啓発策や計画についてお尋ねします。

事前の準備としては、このような施策が進むことで、開庁時間の延長や短縮の影響が最小化できると考えていますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

オンライン手続等の取組が進むことで、住民が窓口へ実際に出向かずに、スマートフォンやパソコンなどを使って、オンラインで自治体への手続を完結できる、いかに窓口、が実現できるものと考えております。このため、開庁時間の短縮に関しては、町民や職員の影響を最小限にできる可能性があるものと考えております。

しかしいかに窓口とは、時間や場所に縛られず、例えば夜間や休日でも手続ができるような環境を整えるということでございます。本田議員から御提案がありました開庁時間の延長は、オンライン手続等の取組で得られた職員負担の軽減分を開庁時間延長のために使う、いわば負担の振替という見方もできるのではないかと考えております。

このため、開庁時間の延長に関しましては、町民の利便性は向上する可能性はございますが、時間外勤務に伴うコスト増や時差出勤等に伴う窓口体制の不安定化などの課題もありますので、住民や職員への影響の最小化にはあまり寄与しないものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

検討時間を十分に取っていただいて、考えることは重要となるかと思いますが、行動を起こすことはまたさらに重要なことになるかと思います。

近年、多くの自治体では、試験的な夜間窓口や開庁時間短縮を、一定期間実施する試行期間、パイロット導入を行っています。これにより実際の住民利用状況や職員負担を可視化し、合理的な判断が可能となっているようです。

芦屋町でも今後3か月、または半年程度の試行を行って、延長や短縮の効果を測定する考えはあるのでしょうか。その可能性についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

結論から申し上げますと、現時点で試行導入する考えはございません。先ほど申し上げましたとおり、当町のオンライン手続等は限定的であり、具体的な検討には至っていないというのが現状でございます。

また現在、国が進めております、自治体情報システムの標準化・共通化に取り組んでおります。自治体情報システムの標準化・共通化とは、これまでの全国自治体がそれぞれバラバラに構築・

運用してきた基幹系業務システムを、国が定める標準仕様に合わせたシステムに切り替える取組でございます。

端的に申し上げますと、どの自治体でも同じように機能し、互換性のあるシステムを使うことで、データ形式や処理の流れ、仕様の共通化を図るもので、自治体のデジタルトランスフォーメーションを本質的に進める、共通の土台を構築するものでございます。

この土台を構築するため、通常業務とは別に作業等を行っております。また、システムが切り替わった後は、これまでの事務手続やシステムから出力される各種帳票等も変わるため、業務フローの見直しも同時並行して行っているところでございます。このため、今年度から来年度は、この対応に注力せざるを得ない状況でございます。

このような状況のため、議員御提案がありました試行導入につきましては、令和6年度に策定しております、芦屋町DX推進計画に基づき、しかるべき時期に開庁時間の短縮の検討は必要と考えておりますので、御意見として賜り、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

以上、開庁時間の見直しについて質問いたしました。

私たち議員にとって、行政サービスが誰にとっても利用しやすい形で提供されているかを絶えず点検し、改善を促していくことは、極めて重要な役割であります。特に働き方が多様化し、平日の日中に窓口へ足を運ぶことが難しい方が増えている現状を踏まえますと、従来の開庁時間では、十分に町民の実情に寄り添えていない面があるのではないかと考えております。

一方で、役場の機能を安定して維持し、職員の健康や業務量の適正化を図ることも、同じく大切な視点となっていきます。だからこそ、町民サービスの向上と職員負担の軽減、その両面をしっかりと見据えた上で、より現実的で効果的な改善策を模索していく必要があります。

今回の質問が、町民の皆様の暮らしをより支え、役場がいつでも相談しやすい、頼りになる存在として、さらに進化するための一歩となることを心から願っております。今後も町民の声を丁寧に受け止めながら、よりよい行政サービスの在り方を共に考えていく姿勢を大切にし、私の一般質問を終わりとします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に1番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

1番、長島です。

議長の許可をいただきましたので、昨年度に引き続き、本町のふるさと納税について、質問させていただきたいと思います。ふるさと納税に関しましては、3度目の質問です。少々しつこいかとは思っておりますが、最後のつもりで質問させていただきたいと思います。

件名1、ふるさと納税の現状と今後の方向性について。要旨1です。寄附額の推移と現状について。

ふるさと納税は、単に寄附という枠に収まらず、全国各自治体が知恵を絞り、工夫を凝らしながら取り組む、いわば自治体間競争の最前線ともいえる施策であります。

寄附をいただくという結果そのものはもちろんですが、その過程で地域の事業者が育ち、産品の価値が磨かれ、町の魅力が外へ向かって発信され、町の将来にとって大変重要な意味を持つものと考えます。

しかしながら、本町においては、過去には一定の成果を上げたものの、近年は寄附額が伸び悩む状況が続いております。制度を取り巻く環境は年々厳しさを増し、返礼品の魅力、情報発信力、寄附者ニーズとのマッチングなど、取り組むべき課題は決して少なくありません。こうした現状を踏まえ、まずは町としてどのような認識をお持ちなのか確認をさせていただきたいと思い、質問させていただきます。

ふるさと納税は18年前の2008年より始まった制度ですが、本町の納税寄附額は、令和4年度の1億円越えをピークに、令和5年度以降大きく減少し、令和6年度も寄附額約3,300万円と、県内61市町村中ワースト3位、59番目と低迷が続いております。芦屋町より下の2つの自治体についても、約100万円強の差額しかなく、そちらの自治体は追いつけ追い越せで、既に力を入れていることは容易に推測できます。

私も芦屋町に来て既に10年ですが、その間芦屋町のふるさと納税がバズったとか、跳ねた記憶はありません。力を入れてきていないとは思っていませんが、1位飯塚市66億円、2位福智町41億円、少し飛んで8位赤村24億円と、規模の小さい町でも大きく寄附額を伸ばしている状況です。

郡内他町と比較してみても、遠賀町約9億5,000万円、岡垣町約2億5,500万円、水巻町約8,400万円と倍以上大きく水をあけられている状況です。制度も変化しており、時既に遅しという気もしないでもないですが、このあたりで何か本気でこ入れしないと、年間寄附額ワースト1位の不名誉なランキングに陥りかねないと思います。

この寄附額の推移について、町としてどのように分析し、現在どのような認識を持っておられ

るのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず、寄附額の推移でございますが、令和5年度の寄附額は4,436万円、令和6年度の寄附額は3,355万3,500円、寄附額は前年度からマイナス約1,080万円ということでございます。

寄附額が落ち込んだ原因でございますが、寄附金額を含め、魅力ある返礼品が提供できなかったためと分析をしております。また現状認識でございますが、低迷している寄附額に危機感を抱いており、自主財源の確保のためにも、ふるさと納税に注力していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

ただいまの点は、制度全体の土台となる部分でありますので、町の見立てを明確にお聞きしたいと思います。

寄附額の減少は、様々な要因が複合的に絡んでいると考えられます。

では、寄附額が低迷している要因そのものについて、踏み込んで伺います。寄附額が伸び悩む要因として、返礼品のラインアップの不足、情報発信の弱さ、制度改正による寄附額の分散や地域事業者の参入の少なさなどが考えられますが、こうした要因のうち、町として最も重要であると認識している課題をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

寄附額を増やしていくために最も重要なことは、競争力のある県認定返礼品の提供と考えております。ふるさと納税の返礼品は、各市町村内で生産・加工等がされていることが原則となっております。しかし、地域資源が豊富でない市町村への配慮として、県が県内の複数の市町村において、地域資源として相当程度認識されているものなどの条件に合致する資源を認定することで、県下の市町村が、認定された資源を返礼品として取り扱うことができることとなっております。

福岡県では16品目が認定されており、品目としては、農林水産物として、あまおう、博多和牛、夢つくし、元気つくしなど。加工品として、もつ鍋、豚骨ラーメン、辛子明太子などが認定

をされております。

この福岡県で認定されている地域資源を、県認定返礼品と言わせていただいておりますが、この活用が重要と考えております。この県認定返礼品は県を代表する品目であり、ブランド化された訴求力のある資源でございます。

また、特定の条件を満たせば、本町以外の事業者からも提供が可能となるため、事業規模の大きな事業者から返礼品を提供いただくことも可能となります。福岡県下の市町村におきましても、寄附額増を牽引している返礼品は様々ございますが、多くの自治体におきまして、この県認定返礼品が牽引しているという状況でございます。

ただし、県認定返礼品をただ提供していれば、寄附額が伸びるというわけではございません。寄附額の設定、寄附に対する返礼品の質や量などにより、競争力に差が出ているという状況でございます。このため、競争力ある県認定返礼品の提供が最も重要と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

はい。分かりました。

今の要因を御認識いただいた上で、では今後どのように改善に向けてかじを切っていかれるのか、非常に関心の高い部分です。全国の自治体では返礼品のリニューアル、プロモーション動画の作成、SNS運用の強化、事業者への支援、広告運用の最適化など、様々な取組が行われております。

このように、芦屋町のふるさと納税を再度持ち上げていただくためには、課題の抽出にとどまらず、具体的な取組にどうつなげるのかという視点が欠かせないと思っていますので、先ほどお示しいただいた課題を踏まえ、寄附額の回復及び増加に向けて、町としてどのような改善策を講じる考えなのか、また、既に取り組み始めている施策があるのか、具体的な内容があればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず改善策を講じていく上では、自治体に代わり、ふるさと納税サイトの運営管理、返礼品開発等を支援いただきます、民間事業者であります中間事業者が重要となります。このため令和6年度に、公募型プロポーザルによる中間事業者の選定を行い、令和7年度から新たな中間事業者のもと、運用を開始しているところでございます。

中間事業者変更後の改善策でございますが、大きく3つございます。

1 つ目は、固定費の削減でございます。ふるさと納税に係る経費につきましては、返礼品の購入費やECサイトの運営費等、様々ございますが、これらの経費を寄附額の5割以下に抑える必要がございます。しかし、返礼品の購入費を削減し過ぎてしまいますと、競争力のある返礼品を提供できなくなります。また、ECサイトの運営費等は運営会社により異なるものの、寄附額の何%と割合が決められており、この部分の見直しは難しいのが現状でございます。

このため、返礼品の送料、寄附受領証明書等の書類発送に係る費用の削減に着手をしております。具体的には、本町に寄附をいただいた方が多い地域を分析しまして、寄附が多い地域への送料は通常よりも安く、それ以外の地域は送料が高くなるような単価契約や、これまで封筒で送付しておりました、寄附受領証明書を圧着はがきで送付するなどにより、経費の削減に努めております。

2 つ目は、ポータルサイトの充実でございます。まずポータルサイトの数でございますが、現在12サイトを運営しており、前年度と比べ7サイト増やしております。ただし、ポータルサイトは増やせば増やすほどよいというわけではなく、増やし過ぎると在庫管理が煩雑になる等の弊害もございます。このため、今後も本町に最適なサイト数を見極めまして、運用してまいりたいと考えております。

次に、寄附をしようとサイトに訪れていただいた方に、返礼品の魅力、それから事業者の思いなどを知っていただけるよう、改めて返礼品の写真撮影や、事業者への取材などを行いまして、ポータルサイト商品ページのブラッシュアップ、こういったことも行っております。また、ポータルサイトにいただいたレビューにつきましては、全てチェックし返信する、いただいた御意見に基づき改善を図る、より多くのレビューをいただけるよう、レビューキャンペーンを実施するなどを行っております。

3 つ目は、寄附額設定の見直しでございます。先ほど、競争力ある県認定返礼品が重要と答弁させていただきましたが、この競争力を得るためには、寄附額を幾らに設定するかが重要でございます。また、必要となる経費を寄附額の5割以下に抑えるよう、厳格な基準がございます。この基準を遵守しつつ、返礼品の送料や書類の発送費用、これらの見直しによりまして削減できた経費等を踏まえ、寄附額を設定し、競争力ある返礼品の提供に努めているというところでございます。

なお、令和6年第2回の定例会におきまして、長島議員より一般質問で御提案をいただきました職員アンケートにつきましても、今年度9月に実施しまして、職員のふるさと納税に対する認識や状況の把握、本町のふるさと納税に対する意見・提案をいただいたところでございます。このアンケートでいただいた御意見に基づきまして、1,000円から数千円で寄附できる、少額

の返礼品の提供といったような意見もいただいております、このようなものにつきましては、新たな返礼品の提供につなげているといったところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1 番 長島 毅君

たくさん取り組んでいただいているようで、かつ私もポータルサイトのレビュー返信などを確認しておりますし、アンケートの方もいただいております。今後に期待したいと思います。

では続いて、ふるさと納税の根幹ともいえる、返礼品の充実について伺います。返礼品は単なる商品ではなく、寄附者の皆様に芦屋町を知ってもらい、町の魅力を伝え、地域事業者の活力を高めるきっかけとなる、言わば町の名刺のような存在であります。しかし芦屋町の場合、事業者の数や規模が限られる中で、ラインアップの強化に苦勞されていると認識しております。

町として、地域事業者の参入拡大や新規返礼品の開発などの支援を進めていく方針なのか、また今後の具体的な方向性があれば、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

地域事業者、いわゆる町内事業者の参入拡大についてでございますが、町内事業者を含む全事業者数でございますが、前年度 28 事業者、今年度 11 月末時点で 42 事業者となり、14 事業者の増という状況でございます。なお増加した 14 事業者中、町内事業者は 4 事業者ということでございます。

現在さらなる事業者増に向けまして、戸別訪問等を適宜行っております。この中で、事業者登録の意向を示された事業者の方も数事業者おられますので、事業者登録していただけるよう、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、新規返礼品の開発についてでございますが、町内事業者を含む全事業者から提供をいただいている返礼品は、前年度 266 件、今年度 11 月末時点で 476 件となり、210 件の増加という状況でございます。先ほどの参入拡大と重複しますが、戸別訪問を既に登録済みの事業者に対しても実施しております、新たな返礼品の提供に向けた、中間事業者からのアドバイスや提案を行っております。

また、事業者から要望のありました、一度の寄附で返礼品が複数回にわたり定期的に届くタイプの返礼品、いわゆるふるさと納税定期便を新たに加えるなど、事業者の声を伺いながら、新規返礼品の開発などの支援を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

返礼品が増えるだけでなく、その質が磨かれることも重要です。返礼品の競争力を高めるためには、商品の磨き上げやパッケージの工夫、魅力的な写真撮影など、ブランディングなど、やや専門的な知識とノウハウが不可欠です。このような商品開発の支援に係る補助制度の創設など、より踏み込んだ、事業者の背中を押す積極的な支援策を検討しておられるのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

議員御指摘のとおり、返礼品の数が増えればよいというものではなく、寄附額に見合う、またそれ以上の価値を有する返礼品や、返礼品自体のブランディングも不可欠と認識しております。そのために、より踏み込んだ事業者の支援をという御提案でございますが、現時点では開発支援に係る補助制度の創設などは考えておりません。

先ほど、事業者への戸別訪問を行っている旨、答弁させていただきましたが、その中で分かったことは、興味はあるものの提供できる環境にない事業者が、一定数おられるということでございます。提供できない理由としましては、パソコン操作ができないなどもございましたが、一番の課題はマンパワー不足ということでございました。このマンパワー不足の解消は、かなりハードルが高いものでございますが、事業者の現体制でも提供できる可能性を探るため聞き取りを行い、中間事業者からアドバイスや可能な支援の提供などによって、まずはふるさと納税を始めていただく、これを第一に取り組んでいるところでございます。

なお、他自治体におきまして、ふるさと納税で獲得した財源等を活用して、開発支援に係る補助を交付している自治体があることは承知しております。このため必要に応じて情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

では続いて、ふるさと納税制度を本町の魅力発信と財源確保にどのように結びつけていくのか、その具体的な取組について伺います。

近年全国の自治体では、単なる物品提供にとどまらず、地域固有の資源を生かした体験型の返

礼品が、寄附者から高い支持を得る傾向が顕著となっております。寄附者の志向が、モノからコト（体験）へと移り変わる中で、地域の特色をいかに体験価値として磨き上げていくかが、自治体間競争における重要な視点になってきていると認識しております。

芦屋町に目を向けますと、航空自衛隊芦屋基地、そしてボートレース芦屋という、全国的にみても極めて特徴的な2つの資源が存在し、これらは単なる施設ではなく、芦屋町らしさそのものを象徴する存在であります。そして数多くのファンが応援してくれております。

まず、航空自衛隊芦屋基地についてですが、当然ながら防衛省の規定により、基地内の設備、訓練、隊員業務などを自治体の収益目的に供することはできず、その点は十分理解した上で申し上げます。しかし、航空祭をはじめ、航空機の離着陸や訓練飛行を間近に体感できるこの環境は、全国的にも希有であり、航空ファンや写真愛好家の方々にとって、高い潜在需要を有するものと考えます。

既に航空自衛隊基地のある他自治体でも、体験型返礼品として導入済みです。狭山市、入間市そして築上町です。狭山市は市役所屋上を利用した観覧席と市役所駐車場利用券、入間市も基地周辺の公共施設を利用した特設駐車場利用券など、築上町は戦闘機掃除体験と写真撮影お買物券2,000円分などです。例えば、マリンテラス屋上観覧ツアーとして、航空祭当日の特別観覧席に、宿泊をセットにした企画や、基地周辺の撮影スポット案内ツアーなど、基地に直接負担をかけず、制度の範囲内で完結できる体験型返礼品は、いろいろな工夫次第で十分に模索できるのではないかと考えております。

次に、ボートレース芦屋についてです。ボートレース場を有する自治体は、全国的にも限られており、その中でも芦屋は、水面環境や施設の充実度から高い評価を受けていると承知しております。全国の施行者では、特別観覧室を活用したレース観戦プラン、こちらは芦屋町にも、ロイヤル席での観覧券が返礼品に既にありますが、場内ガイド付きのバックヤードツアー、元選手や専門解説者によるボートレース講座など、多彩な体験型返礼品が展開されている例もみられます。モーヴィの回数券を返礼品にするとかでもいいのではないのでしょうか。

これらは単に寄附額を伸ばすだけではなく、来場者が実際に芦屋町を訪れ、飲食や観光消費を伴う点で、地域経済への波及効果も期待できるものであり、芦屋町としても導入余地は大きいものと受け止めております。特に、航空自衛隊芦屋基地とボートレース芦屋という、2つの全国区の知名度を持つ資源を組み合わせる戦略的に発信していくことは、芦屋町のブランド価値の向上にもつながるものです。

そこでお尋ねいたします。航空自衛隊芦屋基地及びボートレース芦屋という、町の特色ある資源を活用し、制度上許される範囲の中で、芦屋町ならではの体験型返礼品を開発していくことについて、町としてどのように可能性を認識し、今後どのような方向性で検討を進めていくのか、

お考えがあればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

体験型返礼品につきましては、先ほど長島議員から御説明がありましたとおり、実際に芦屋町に来ていただき、飲食や観光消費を伴う点でも、地域経済の波及効果や関係人口の創出にも寄与するものと考えており、体験型返礼品の提供に取り組んでいく必要はあるものと認識しております。このため、事業者への戸別訪問等を通じまして、中間事業者から、体験型返礼品の提供の打診やアドバイス等も行っております。しかし、現時点では体験型返礼品の提供には至っておりません。

また、先ほど長島議員から御紹介いただいた他自治体の事例につきましては、担当課でもある程度把握はしており、情報収集や関係部署等への聞き取り等を行い、課内での協議を行った経緯がございます。この協議の中で、航空自衛隊芦屋基地、それからボートレース芦屋という、本町の特色ある資源の活用を模索しましたが、誰が事業主体となって提供するか、運営体制等をどうするのか等、提供事業者やマンパワーを含むコスト等の問題に直面し、さらなる検討に至らなかったという状況がございます。

また、これまで答弁させていただきましたとおり、現状としましては、体験型の返礼品の提供に注力するよりは、競争力のある県認定返礼品を提供することが、最優先と判断しております。このため当面の間は、戸別訪問等において、体験型返礼品の提供に向けた事業者への打診等に、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1 番 長島 毅君

理解いたしました。

では、次に行きます。また、取組を前進させていくには、町としての目標や将来像を示すことが大切だと考えます。返礼品数、事業者数、寄附額、PR施策の実施回数など、目標を設けることで、町としての方向性がみえ、事業者の皆様も動きやすくなるのではないのでしょうか。

返礼品拡充に関する数値目標や、今後数年間の、3年なのか5年なのか分かりませんが、今後のロードマップを策定する考えはありますでしょうか。打倒何々町や、目指せ何億円、目指せ遠賀郡ナンバーワンなど、簡単にモチベーションを上げるようなものでもよいと思いますが、明確な指標を設ける意思が、町にあるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

先ほど議員からも説明がありましたが、返礼品の数が増えればよい、というものではございませんので、返礼品数に関する数値目標等は設定しておりません。しかし、寄附額の目標を明確にすることは重要と考えておりますので、まずは寄附額１億円を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 １番 長島 毅君

寄附額１億円ということですが、希望としては、目標は大きく、考えていつていただきたいと思います。

要旨３いきます。要旨３、広報情報発信の強化について。

次にふるさと納税における広報PRについてお伺いいたします。全国的に競争が激しさを増す中で、返礼品がどれほどよくても、見つけてもらえなければ始まらないという状況が続いております。ポータルサイトの見せ方や活用状況、SNS発信、広告戦略など、広報の戦略が寄附額に直結している中で、芦屋町の現行のPR体制をどのように評価しているのか、またブラッシュアップなどを含め、どのような方向性で強化していく考えかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

広報戦略、いわゆる本町ふるさと納税のPRにつきましては、ポータルサイトを軸としまして、メルマガ配信、特集ページの作成、プレスリリース等を実施しております。

また、返礼品の送料等の見直しにより捻出した経費を活用して、Web広告による露出強化を図っているところでございます。特にWeb広告につきましては、広告費用をかけても、その分以上の寄附額が集まっている状況にありますので、当面の間はWeb広告に注力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 １番 長島 毅君

併せて質問しますが、近隣の遠賀町では、議員をはじめ町長、執行部の皆様に対して、ちょっとこれ、隣の遠賀町の議員さんにいただいたんですけど、（名刺サイズのふるさと納税PRカードを顔の横に掲げて、議場にいる多くの人に見せる仕草をする）こういった名刺サイズです。本当に名刺と同じ大きさの、名刺サイズのふるさと納税PRカードを配布し、名刺交換の際に、併せて手渡し取組を行っていると聞いております。

多数の町外の方々と接する機会の多い町長や執行部の皆様、また議員の皆様が、日常的な名刺交換の場を通じて、本町のふるさと納税をPRできる極めて簡単であり、かつ効果的な施策であり、芦屋町でも速やかに導入可能な取組であると考えますが、このような名刺型ふるさと納税PRカードを、芦屋町でも作成、配布することについて、お考えがあれば伺いたいします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

名刺サイズのふるさと納税PRカードの配布につきましては、面白いアイデアだなと考えておりますが、現状すぐに実施する予定はございません。

先ほど説明させていただきましたが、限られた経費の中で、現状最も効果的と考えているのが、Web広告でございます。このため、返礼品の送料の見直し等で捻出した経費につきましては、1円でも多くこのWeb広告に使っていくことが、寄附額増に直結するものと考えておりますので、ふるさと納税PRカードにつきましては、今後の事業の参考にさせていただければと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

分かりました。次にいきます。

なかなかふるさと納税に興味を持っていただけない、若年層の寄附者層の皆様に、情報を届けるため、動画やビジュアル制作、季節キャンペーンなども有効手段だと思いますが、そういったものの導入を検討されているのか、伺いたいします。

また、そのような広報体制の強化には、ある程度予算も必要になると思いますが、令和8年度に向けてどのように考えているのか、町の方針をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

若年層の寄附者層に情報を届けるための動画、ビジュアル制作等の検討は、現在行っておりません。これまでの答弁と重複する部分もございますが、経費割合が厳格化された中で、本町の現状では、広報周知に割ける経費はほんの一握りという状況でございます。

このため、動画、ビジュアル制作等の経費を捻出することは困難と判断しており、現状最も効果的なWeb広告に、多くの経費を充ててまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

分かりました。最後の質問です。

これまでの質問では、返礼品、事業者支援、広報など、個別の取組について伺ってまいりましたが、最後に、芦屋町としてのふるさと納税の位置づけについて伺いたいします。

貝掛町長におかれましては、先日までこちら側に座っておられました。我々議員の良き兄貴分として、時に厳しく時に優しく、アドバイスしてくれておりました。もっと突っ込んで執行部をピリっとさせなさいと、私の背中をそっと押してくれたものですが、心優しい私にはピリつかせることはできませんでした。

ここで貝掛町長にお聞きします。町長は、マニフェストや昨日の所信表明でも、財源なくして安心なし、財源確保による、未来ゆたかな芦屋町と明言され、財源確保が町の未来に直結すると、力強い姿勢を示されました。もちろん芦屋町にとって、ボートレース事業の財源は感謝してもしきれないくらい大きなものです。

しかし、町長の言う3本の柱ではありませんが、自主財源の確保にもボートレース事業以外の、2本目の柱、3本目の柱が必要ではないかと強く思っております。このふるさと納税を、今後どのような立ち位置の施策として展開していくのかは、町全体の方向性に大きく関わるものだと思います。

本町におけるふるさと納税を、自主財源確保の柱として位置づけていくのか、あるいは地域振興の1施策として捉えるのか、その将来的な基本方針と、数値を含めた明確な目標設定について、本施策はやるべきことなのか、それともできればよいレベルのものなのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

お答えいたします。

ふるさと納税が、財源確保の位置づけとして、どうなのかというところでありますけども、私は選挙におきまして、財源なくして安心なし、というところで、ボートレース事業をはじめ、様々な角度から財源確保に努めてまいると、その中の1つの施策としても、ふるさと納税という制度を使って財源確保に努めるということを、マニフェストには書いておりませんが、選挙中の演説でも申し上げたところでございます。

したがいまして、この本町が自主財源を確保していく数少ない手段であるこのふるさと納税は、やらなければならないと認識しております。

また一方で、現在のふるさと納税の制度は、当初の趣旨とは幾分か離れていると言わざるを得ない状況にあるのも事実でございます。今後さらなる運用の厳格化や、ふるさと納税市場の動向、制度自体の存続など、不透明な部分も多々ございますが、しかし現状としましては、やらなければ自主財源が他市町村に流れていってしまう。これは絶対に避けなければならないと考えております。

このため経費基準を守りながらも、積極的に取り組んでまいりたい。また取り組むからには目標の設定が重要となっております。先ほど企画政策課長が答弁いたしました但、まずは寄附金額1億円を目指し、頑張ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

前向きな御答弁をお聞きしまして、始めに、最後のふるさと納税に関する質問と申しましたが、今後も注視し、気になるころがあれば、再度質問させていただきたいと思ひます。

ふるさと納税は、地域の魅力を磨き、事業者を育て、町の未来を支える、重要な財源を確保する総合的な取組です。課題を1つずつ改善し、寄附額を確実に伸ばしていくためには、行政と事業者、議会が一体となり、共通の目標に向かって取り組むことが不可欠です。

本日の答弁を踏まえ、町全体として、前向きに取り組むことを大いに期待しまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わります。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、14時40分から再開します。

午後2時25分休憩

.....

午後 2 時 40 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に 10 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

10 番、妹川です。

まず一言。貝掛さん、町長就任おめでとうございます。これからの貝掛町長町政が、町民のために福祉、教育、環境、文化など、生活優先の町政が実施されることを期待しております。町民の皆さんが、芦屋町に住んでよかったというまちづくりに専念していただきたいと心より願っております。

さて、件名 1、二元代表制についてお伺いします。議員であった貝掛氏が執行部の最高責任者として、二元代表制のもう片方に就かれましたが、次の点についてお伺いします。

要旨 1、要旨 2、二元代表制の基本概念と、二元代表制についての首長と議会の役割についてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

それではお答えいたします。

二元代表制の基本概念についてでございますが、二元代表制とは、地方自治において住民が直接選挙で選ぶ、首長と議会という 2 つの独立した機関が、それぞれに与えられた権限と責任の下で、相互に抑制と均衡を図りながら、自治を運営していくという制度でございます。

首長と議会はともに、住民から直接選ばれるという点で対等の立場にあり、いずれかが他方に優越するものではなく、双方がそれぞれの役割を果たすことで、より公正で透明性のある行政運営が実現されることを目指す仕組みであります。この二元代表制は、地方自治の根幹をなす重要な制度であり、住民福祉の増進という共通の目標に向かって、首長と議会がそれぞれの責任を果たしながら協働していくことが、基本理念であると認識しております。

続きまして、二元代表制としての首長と議会の役割についてでございます。まず、首長の役割につきましては、行政の代表者として、町政全般の企画・立案、予算の編成、条例案の提出、組織の管理運営など、町政の執行に関する一連の責任を担うものであります。また、住民福祉の向上に向け、将来を見据えた政策判断と、行政運営の最終的な責任を負う立場にあります。

一方議会の役割は、住民の代表として町政を監視し、首長が提出する予算や条例案について審議し、必要な決議を行うことで、行政をチェックする機能を果たすものであります。また、議会

自らも政策的な提言や条例の制定を行う権限を持ち、行政と並ぶ政策形成主体である点も重要であります。

このように、首長と議会は、それぞれが独立した権限と責任を持つ一方、住民の負託に応えるという共通の使命の下で、相互に尊重し合い、健全な緊張関係を保ちながら協働していくことが求められております。私としまして、議会との建設的な議論を重ね、町民の皆様の期待に応える町政の推進に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 １０番 妹川 征男君

私が１４年前、新人議員として初登庁した際、２期目の貝掛議員から、二元代表制について教えを乞いました。覚えておられますか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

確か、当選された年の６月か９月議会一般質問終わった後に、議場の後ろのソファのところで、二元代表制について語り合ったことは覚えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 １０番 妹川 征男君

私は、地方議員の憲法と言われる議員必携を何度となく目を通してきました。今、新町長が言われたように、そのような趣旨に基づいて、議員必携に書かれている議員の務めと責務を忘れず、これまで議会活動を行ってきたという自負があります。私たち議会議員は、この理念を忘れずに、町民のために汗を流さなければならないと思っております。

では件名２、芦屋港のレジャー港化について、いきます。平成３１年３月に、芦屋港活性化基本計画が策定されてから既に６年が過ぎています。この間、芦屋港のレジャー港化計画は、様々な変更、追加または廃止が生じています。

私は当初、玄海レク・リゾート構想の一環である、芦屋タウンリゾート計画が破綻した道を辿るのではないかと、厳しい予算を計上されるたびに、あらゆる角度から指摘し、また反対してきました。

貝掛新町長のマニフェストには、この素晴らしい故郷、芦屋を未来へ紡ぐとした選挙・政権公

約を打ち立てられました。その中に、海の魅力を最大限生かしたレジャー港化を、これまでの取組と成果を踏まえて、一步前進、前へ進めるとあります。

そこで要旨 1、芦屋港活性化基本計画に掲げられている内容とその変更についてですが、①で、県の事業に関する係留施設、魚釣施設及び波除堤、及び野積場移設の事業費について伺います。

基本計画によれば、県の各事業に関する概算事業費は、係留施設約 6 億 9, 5 0 0 万円、魚釣施設を含む波除堤は 8, 8 0 0 万円、野積場移設約 3 億 2, 0 0 0 万円で合計額は約 1 0 億 8, 7 0 0 万円と記されていますが、現在どのような変更額になっているか、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

福岡県に確認いたしましたところ、係留施設が約 9 億 6, 3 0 0 万円、波除堤が約 7 億 5, 0 0 0 万円、野積場移設が約 1 8 億 3, 6 0 0 万円で、総額が約 3 5 億 4, 9 0 0 万円となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

そうすると、変更額は 3 倍以上になっているということではないのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋港活性化基本計画に掲載されている概算事業費から、確かに 3 倍以上となっております。この概算事業費が増額された要因といたしましては、まず基本計画策定当時から係留施設と魚釣施設の場所が、芦屋港の西側から東側に変更となったことに伴うゾーニング変更があげられます。次に、このゾーニング変更に伴う砂事業者の港湾内移転が生じたことによる経費、そして昨今の人件費や資材の高騰などが要因としてあげられます。

このようなことから、芦屋港活性化基本計画策定当時の概算事業費からは、増額となっているものであると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そうしますとね、県の事業費だけで、基本計画の総概算事業費約36億円に相当しますね。町が整備するはずの複合施設、駐車場、砂像屋内展示施設、建築取りやめたエリアの予算額はゼロに等しいではありませんか。

どうしてこのようなことになるんでしょう。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

今の御指摘なんですけども、今後、上屋や野積場等の整備に係る概算事業費に関しましては、現在、改めて試算をしております。おっしゃるように、概算事業費の総額については、基本計画策定当初から増額となることが考えられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

変更になっています野積場移設費約18億3,600万円という、それこそかなりの金額ですね。これは強固な砂置場と防砂フェンスが設置されていますが、ぜひ皆さん方御覧になっていただきたいと思います。6倍以上にも跳ね上がっておりまして、砂業者に対して、至れり尽くせりの優遇設備ではないでしょうか。

そもそも、計画が打ち出された際には、砂業者はレジャー港化にふさわしくなく、移設するよう、町やそして芦屋港活性化推進委員会でも、県に要請していたはずです。しかし、居座った上に、6倍以上という膨大な費用は、誰のためのレジャー港化かと、町民は疑いの目を持つではありませんか。

本年の広報あしや3月号には、芦屋港レジャー港化の進捗状況・今後の事業展開という内容が掲載されていますが、ぜひこの6倍以上に膨れ上がった事実を掲載してください。

次にいきます。②町の芦屋港レジャー港化に関する設計、業務委託の項目及び総費用額についてお尋ねします。私が請求した資料によれば、設計業務委託の項目が、平成29年から令和7年度の間に26項目あります。私が3点だけ紹介しますが、管理運営・上屋活用官民連携検討業務委託が約1,900万円、機運醸成事業業務委託約1,900万円、管理運営組織形成支援業務委託約900万円とありますが、このような項目が26項目もあるんですね。これを全て述べる

わけにいきませんので、その執行費用合計額は幾らになっていでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

平成29年度から令和7年度までの設計及び業務委託の総計につきましては、令和7年度につきましては予算ベースとなりますが、項目数については、今おっしゃったとおり26項目、総額については約2億9,200万円となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そうすると、平成29年度から令和7年度までの、町のレジャー港化関連の執行合計金額は、幾らになりましたか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

平成29年度から令和7年度までの、レジャー港化に関する費用の総額については、令和7年度は予算ベースとなりますが、総額で約3億4,200万円となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そうしますと、割合は85%になりますね、計算しますと。

基本計画によれば、町が設備する事業として、測量・土質調査費、飲食・直売施設、イベント広場整備、上下水道の整備があります。その概算事業費合計額は約7億6,300万円です。今回の回答によれば、設計、業務委託の執行費用だけで約2億9,200万円を執行しているのであれば、その割合は38%を超えることになります。あまりずさん極まりない内容であり、異常ではないかと思います。残りの予算額で、町が設備する事業を、整備することができるのでしょうか。

先日、第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価に係る検証結果の報告書を、議会事

務局からいただきました。議員の皆さん、ぜひ読んでいただきたいと思います。

これによれば、令和２年度から令和６年度までの具体的な施策一覧表が掲載されてます。それを見ると、各課の目標、戦略、具体的な施策及び実施状況の内容とランクづけが細かく記述されています。その中の芦屋港のレジャー港化推進、また直売店等の整備推進の達成状況が示されていますが、令和５年、６年度ともＣランク、結局、第２期達成状況はＣランクとして評価されています。こういう表をいただいておりますね。第２期検証結果について。

このＣランクとは何かというと、全体的に当初の計画から遅れているということを意味しています。ほかの課はＡＡ、またはＡ、またはＢランクです。このようなＣランクであれば、実施状況が２年間もＣランクであるということは、もう既に計画は行き詰まっているということのあかしではないでしょうか。Ｄランクへ進むのは時間の問題であり、元も子もない状態になる前に、取りやめる方策を考えるべきではないでしょうか。

お答えいただきます。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

御指摘のとおり、第２期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価に係る検証結果の報告書において、芦屋港のレジャー港化推進及び直売所等の整備推進の達成状況は、令和５年、６年度ともＣ評価、全体的に当初の計画から遅れている、であり、結果として第２期の達成状況もＣ評価となっております。

これは主に、開業が当初計画から遅れていることなどに伴う、事業進捗の遅れからの評価であります。この反省を踏まえ、今後はスケジュールを見直した上で、事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 １０番 妹川 征男君

今、今後のことについておっしゃいましたけれども、今更そんなことを言ってる場合かなと思うんですよ。基本計画ができてもう既に７年目に入っているというのに、全くといって道筋がみえないのではないのでしょうか。個人の家の建築においては、スケジュールや建築費の概算額、財布をみながら、事前に見積もっておくのが基本であり常識です。

次にいきます。③芦屋港の管理運営に係る基本協定の締結についてですが、平成３１年３月、

芦屋港活性化基本計画が発表されましたが、その122ページには、芦屋港の管理運営は、港湾管理者である福岡県が行うと記述されています。しかしながら、翌年の令和2年9月30日には、芦屋港の管理運営に係る基本協定を、当時の小川知事と当時の波多野町長と締結しています。

その基本協定に基づいて、令和6年9月の芦屋町議会では、町は、福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務委託に関する規約を提案し、議会は賛成多数で可決してしまいました。反対議員は、私、そして川上議員です。ほかの議員さんは賛成しております。なぜ、基本計画の記述に反対するような、基本協定を締結したのか疑問でたまりません。

これ、時間の関係がありますので、ただ疑問に思うということにしておきますが。いや、お答えください。すいません。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋港活性化基本計画の122ページには、管理運営主体のあり方についてということで、芦屋港の管理運営は、港湾管理者である福岡県が行うこととなりますが、レジャー港化にあたっては、特に観光・レジャーに関する施設は、芦屋町が管理運営を担うこととなります、と明記されており、レジャー港化の該当箇所の管理を芦屋町が担うことについては、基本計画に即しており、それに基づいた基本協定締結であると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

122ページのね、文面の字面で判断しても、管理運営は港湾管理者である福岡県が行うと書いてあるんですよ。これはもう見解の相違かも分かりませんが、芦屋港の港湾施設は県有財産です。管理権限は福岡県にあるはずですよ。しかしながら、芦屋町が管理運営の事務を引き受けると。こういうような基本協定はおかしい。

そしてさらに、事務委託という形で権限を移すだけで、県から町へ委託費を交付する仕組みにはなっておりません。なぜそのようないい加減な内容にしていたのか、基本協定が締結したのか甚だ疑問です。

この基本協定締結は、芦屋港活性化基本計画内容をないがしろにしたものであり、議会や町民を愚弄するものと判断します。許されるものではありません。県の係留施設計画に、町がそれに便乗してレジャー港化を計画したことが、そもそものボタンの掛け違いであったと考えます。い

ずれ禍根を残すときが来るのではないのでしょうか。

次にいきます。

④全国の地方港で、ボートパーク事業を県が主体となって、管理運営を行っている港はありますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

係留施設の管理主体が都道府県であるものについて、全国的な数は把握しておりませんが、近隣では、山口県の徳山漁港のプレジャーボート係留施設や鳥取港ボートパークなどが、県が管理主体であると認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

9年前の平成28年8月だと思いますが、芦屋町議員団12名は、2班に分かれて関東、関西方面の港を視察いたしました。私たち6名は、鳥取港を視察してまいりましたが、鳥取港は事業主体である鳥取県が、直営で管理運営を行っています。

町はそのことを認識していますか。認識しているとするならば、係留隻数、係留利用率、収支はどうなっているかお分かりでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

鳥取港ボートパークについては、鳥取県の方が直営で管理運営を行っているということは、認識しております。

その後、鳥取港のボートパークについてなんですが、係留可能総隻数が436隻となっております。鳥取県のホームページ上の令和4年3月末のデータでは、総係留隻数が266隻となっております、係留率は約60%となります。収支に関しては把握できておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

鳥取港を視察した際に、担当の事務所の方々からいろいろお話を聞きましたけれど、また近辺のところにも我々6人は視察にまいりました。鳥取港近辺は皆様方も御存じのように、観光資源が多数あるんですね。そこは鳥取砂丘もありますし、また観光地、文芸施設という様々なものがあります。しかも、背後地には富裕層がおられます。係留船は大型のプレジャー船も数多く係留しており、グレードが高く、レベルが違っていました。にもかかわらず担当者は、収支は厳しいと言われてました。

芦屋港のレジャー港化というが、そもそもね、鳥取港のように、不法係留船の係留施設ではなかったのですか。県が事業主体となって管理運営すればいいものを、町はなぜレジャー港化という名目で、芦屋町が管理運営の事務を引き受けたのか、甚だ疑問です。

次の⑤については、時間の都合で省略させていただきます。議長、担当課の職員にも了解済みでございます。

次に、要旨2に入るわけですが、レジャー港化計画は、過去のタウンリゾート計画が頓挫した道をたどるのではないかという私の危惧がありますので、この要旨2に進むわけです。

リゾート法が昭和62年に公布され、福岡県は平成元年に、玄海沿岸を舞台にした玄海レク・リゾート構想を発表しました。港湾整備やマリーナ、商業、宿泊施設など、大規模な開発案を示しました。芦屋町はそれに基づき、芦屋タウンリゾート計画を打ち出しましたが、実行段階に至らず、事実上頓挫してしまいました。

35年前のことです。私は当時35歳でした、失礼45歳でした。志村課長さんは、16、17歳ぐらいかなあ。どうでしょう、貝掛町長は20歳前後かな。関西方面におられたと思いますから。執行部、議員の皆さんは、芦屋タウンリゾートとは何かと、その計画はどのようなものであったか、なぜ頓挫したのか、御存じの方は少ないのではないのでしょうか。

仮にタウンリゾート計画が強行されていたならば、夕張市のごとく、再建団体になっていたと思われます。夕張市は北海道ですが、353億円の借金財政の中、議員の報酬カット、職員の賃金カット、住民サービスの低下が長きにわたって苦しい状況が続いて、今も続けております。

そこで伺います。①ね、当時議会や町民の動向はどのようなものであったか、いろいろ調べられてると思いますが、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

35年前でありますので、私は16歳でございました。当時の資料によりますと、議会につき

ましては18名で構成され、そのうちの9名で平成元年4月に、リゾート開発事業に関する調査特別委員会が設置されております。

その調査特別委員会では、平成元年度に14回、平成2年度に11回、計25回の審議や先進地視察などが行われ、平成2年6月に最終報告書が提出されております。その後、平成3年1月にリゾート開発関連議案が決議され、同年3月には住民投票条例案が否決されております。議会の動向としては以上となります。

また当時の町民の動向といたしましては、平成3年4月の町長・町議選により、5月から新町長が就任し、計画の見直しが行われたと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

当時の町民の動向についてですが、実は私その当時、リゾート反対運動に関わった1人です。鮮明に覚えておりますので、体験談を少し述べさせていただきます。

芦屋タウンリゾート計画に対して、18人の議員さんの賛否は均衡していました。反対議員の長老の元町議、自転車で3回我が家に来られました。また、血気盛んな元町議が、我が家に一緒に来られました。突然のことです。なぜ我が家に来られたのですかと問うと、2人の元議員は、私が住むはまゆう団地近くに火薬庫が造成されることになり、はまゆう団地が一团となって反対運動を起こしたこと。また、芦屋港から搬出される海砂運搬車反対の運動を、妹川さんが中心になって、運動を展開したからだ。また、タウンリゾート計画の賛否が拮抗している。計画は町にとって負の遺産になるので、市民の力で何とか阻止してほしいと述べられたんです。

私は2人の議員の強い要請に対して、芦屋の自然を守る会を結成しました。反対議員派や町民と連携して、タウンリゾート計画を頓挫させるために、町民会館で2回ないし3回、決起集会、1回目は議員主催で、タウンリゾート計画の問題点についてという議員主催で、町民会館でありました。そしてその場で、タウンリゾート計画反対の決議文を出し、そして次の回では、住民投票条例制定をしようではないかということを決し、署名運動が開始されたのです。

まさにその当時、リゾート計画は全国的に広まりましたが、芦屋町の運動は、町民の声を行政に生かすという住民自治の表れだったと、社会的に評価されたものです。

貝掛町長、長老の元町議とはどなたかお分かりですか。

どうぞ。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

恐らくでございますが、私の祖父の波多野七郎ではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そのとおりです。3回くらい来たんですよ、自転車乗ってね。1回目は私はおりませんでした。2回目来られたときに、よく話が分かりませんでしたから、誰か分かるような方をお連れくださいと言ったら、元町議、血気盛んな町議、鈴木清吾さんですね、この方が来られたんですよ。私は今言われた祖父、おじい様に当たる方は非常に尊敬しております。議会議員と、それから町民の橋渡しをしてくれた方なんですよ。

そして、今もう年配の漁師の方は、頓挫してよかったと、夕張市どころではなかったとの声を、またレジャー港化も同じ道をたどるのではないかという懸念の声をただ、聞きます。

では、②に行きます。頓挫した要因は何であったのか、どのように認識してますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

先ほども申しましたが、平成3年5月に新町長が就任され、その後、様々な検討がなされた結果、計画の見直しが行われたものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今、鈴木清吾新町長が、1か月後に選挙がありましてね、対抗の現職の町長さんと戦いましたが、かなりの差で新町長が、鈴木清吾さんが町長になって、それからいろいろ検討、交渉、国と検証して頓挫になった状況です。

なぜ頓挫したか、その要因を4点整理してみました。まず、財政面、環境面、生活環境、採算の見通しに不確実性があったこと。

町民に対する合意形成の失敗です。町民側は合意なき大型開発を問題視。町は行政主導に徹し、そのため住民懇談会や住民説明会を一切しておりません。広報だよりに一方的な情報を流しただけで、町民の反発と住民側の強い危機感が広がり、その結果、反対運動の輪が広がって、住民投

票条例制定の署名運動につながったわけです。僅か20日間に、署名約4,300名の方の署名がありました。この辺については、辻本議長さんも少し分かっておられるのかも分かりませんが。

そして3つ目、町民主導の住民投票条例案を議会に提出しました。その審議が行われ、政治的な対立が発生し、町長選に影響し、今申したようにリゾート見直しを訴えた鈴木候補者が当選、リゾート計画は破綻いたしました。

そして4つ目は、大手企業の商社のヤマハ、三菱商事、福岡銀行などの6社が撤退したことで頓挫したんです。このような市民運動の経緯で、白紙になったことをお知らせいたします。

質問3、芦屋タウンリゾート計画が頓挫した結果、責任の所在及び損失は、どのようなものであったかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

責任の所在に関しましては分かりかねますので、リゾート開発に関する支出経費についてのみ、説明させていただきます。当時の資料によりますと、昭和62年度から平成3年度までに、リゾート開発に要した費用は総額で約1億円となっており、平成4年度には漁業者への補償金として、2億6,200万円を支出しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今の金額をみると、税金を3億円相当を、超えていますね。加えて換算できませんが、職員の人件費、労力はいかほどであったか。執行部も議員も誰一人責任はとらず、当時人口1万7,000人でした。その1万7,000人の中、赤ちゃんからお年寄りまで損失額として、1人当たり2万円を超えた金額の責任を、町民に負わせたことになってるんです。過去のこととはいえ、私たちは肝に銘じておかなければなりません。

今回の芦屋港のレジャー港化計画は、行政主導型に徹し、住民懇談会や住民説明会をするように要請しても、一切しませんね。広報だよりに一方的な情報を流しただけです。このことから考えても、この教訓を生かしていないのではないのでしょうか。

要旨3、芦屋港のレジャー港化は、芦屋タウンリゾート計画が破綻した教訓を生かしているのかということについて町長に問いますが、芦屋町は陸の孤島と言われている。この芦屋町において、活性化のために様々な取組は大いに結構です。しかし、このレジャー港化は、夢のまた夢で

はありませんか。実現不可能な夢でしかないのではないですか。

町長に問います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

芦屋港レジャー港化計画は、芦屋タウンリゾート計画が破綻した教訓を生かしているのかというところで、お答えいたします。

芦屋町リゾート開発につきましては、昭和62年の6月に施行された総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法に基づき、平成元年10月に承認された玄海レク・リゾート構想の一環として、主に芦屋海岸を新たに開発することなどにより、推進される予定であった事業であります。つまり芦屋海岸全体を、砂浜を開発するという事業でありました。

一方芦屋港レジャー港化は、本来の港湾機能を十分発揮できていない、芦屋港の広大なエリアを有効活用し、町の観光拠点として観光レジャーの要素を持つ港として、できるところから段階的に整備するものであります。

以上のことからこの2つの事業は、事業導入の背景や事業の規模、整備方法など、全く異なるものであると考えております。この件につきましては、以前から何度も答弁されておりますが、改めて誤解のないようにお願いいたしますが、町といたしましては、芦屋港レジャー港化については、国、県の協力、また当然であります、町民の皆様から負託を受けられた議員の皆様方の、御協力をいただきながら、推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今、町長が言われたように、芦屋タウンリゾート計画と今のレジャー港化の違いは、誤解のないようにということを言われましたが、確かにタウンリゾート計画とレジャー港化は計画の規模が違いますし、条件は異なる部分がありますが、共通する部分があるんですよ。

私は事例として6点挙げます。1つ目は、平成31年1月の推進委員会記録によれば、事業規模が大きく、36億円ですよ。事業規模が大きく、町民に理解される金額が疑問であるということ、そういうことは指摘されてましたね。投資が大きいのに、利益を出せる見込みがない。それから屋内展示施設の建築を中止したことも、計画推進におけるスムーズさに影響を与えているのではないかと。

2つ目、地域需要、集客力の弱さがあるのではないですか。芦屋町は観光地として夏の海水

浴シーズンに依存しており、通年での集客力が弱い。また、人口1万3,000人で、人口減少、高齢化、若年流出の背景もあり、地元利用の基盤が弱いと言われています。

芦屋港エリアは、宿泊、飲食、商業機能が乏しく、集客は日帰り中心であり、人を呼び続ける力は足りない。現に、直売所等の整備推進はCランクではありませんか。このことが実証しております。

4つ目、レジャー港化利用を支える基礎インフラが整っていません。最寄りのJR駅からの距離があり、公共交通でのアクセスは不便です。

また、基本計画、先ほど言いました125ページには、町は地元合意のため、町民の機運を高めるとしていますが、懇談会や事前説明会さえもせず、広報あしやに掲載しているとしています。一方通行です。笛を鳴らしても踊っておりませんよ。町民は冷めてます。

町民は、自然や静かな生活環境が失われるのではという警戒心が強いのです。北風小僧の寒太郎のごとく、吹きすさぶ港、そして砂が舞い上がる港です。

本当に集客力が高まるのでしょうか。町長の言う海の魅力とは何を指しているのでしょうか。浜辺を散策する町民は口々に、昔ながらの芦屋海岸の魅力が失われたと嘆き悲しんでおられます。その声を町長、執行部は、真摯に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

以上6点挙げましたが、私が思うにはね、芦屋港活性化基本計画を読んでください。今述べた6点を全く考慮せず、現実と実態から乖離した内容を、美辞麗句に掲載してます。もう例を挙げればたくさん、用意してきてますけど、時間がありませんので、たくさんありますよ。いわゆる町は、そしてそういう計算しておりますので、結局はコンサルタント任せの金太郎あめ、これは玄海レク・リゾート構想もそうでした。全国的にね、金太郎あめ構想とか言ってね、言われてましたけど、これもまさにこれだと。町は、レジャー港化の問題の本質を見極めることなく、強引に進めようとしています。危険極まりないものと考えます。

北風が吹きすさぶ日本海側のレジャー港化は、係留施設、これはもう県に任せて、芦屋町の整備事業は白紙にすべきだと考えます。湯水のごとく税金を使い込んで開業できたとしても、経営不振に陥り、閑古鳥が鳴く施設となり、いずれ破綻することは誰が見ても明らかです。歴史は繰り返されると言いますが、無用の長物でしかなく、子や孫の時代に禍根を残さないためにも、繰り返してはならないのです。

よって、集客力のある全天候型の施設を前町長が取りやめたように、貝掛町長も英断を下して見直し、また白紙にしたらいかがでしょうか。貝掛町長のおじい様の魂も、千の風にのって、そう願っておられるのではないのでしょうか。

町長は、関係する職員に、本当に実現可能なのか、なぜCランクなのか、Dランクに進むことはないのか、お互いに胸襟を開いて話し合ってほしいと思います。また、職員の皆さんは、宮使

いの身とはいえ、町にとって、町民にとって、レジャー港化を推進すべきではないと、町長に進言していただきたい。それを願っています。

多くを語りましたが、町長の見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

妹川議員は、このレジャー港化に反対という立場の、今質問と受け止めました。

しかしながら、私も今回の選挙公約におきまして、芦屋港のレジャー港化を推進していくということを訴えて、当選させていただいた以上、この公約というのは住民の皆様とのお約束と考えております。

そしてまた、土地の有効活用の成長戦略という観点からも、今まで産業港として使われなかった場所、住民の皆様あるいは交流人口の増加のために活用していく。そういった信念のもと、このレジャー港化を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

最後になりますけれど、やはりね、大型のプロジェクトですよ、36億円ですから。これを途中でやめるということは、本当に至難の業です。これまで前町長や議員の皆さんが、国や県に対して陳情、それから要望書を再三提出されてます。だからもう引き下がるにも引き下がれないような状況になったとしても、これは前町長のやってきたことですから。

これを十分に検討されて、白紙に戻す勇気と、それから決断を望んでおります。ぜひそのような形で、次世代の子どもたちにね、負の遺産を残さないために、5年、10年たって、貝掛町長がレジャー港化をやめたと。係留施設はいいですよ、係留施設については、県がすればいいわけですから。今芦屋町が管理運営をするようになっておりますけど、それ返上してね。そして町がするところ、レジャー港化といえるところをね、取りやめてほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れさまでございました。

午後 3 時 34 分散会

---